別添 1

南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る調査開始の件（平成 19 年財務省告示第 165 号）で告示した関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 8 条第 5 項の調査に係る最終決定の基礎となる重要な事実

1　総論 - 1 -
1－1　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴 - 1 -
1－1－1　品名 - 1 -
1－1－2　銘柄、型式及び特徴 - 1 -
1－2　調査対象貨物の供給者又は供給国 - 1 -
1－3　調査の対象とした期間 - 1 -
1－3－1　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 - 1 -
1－3－2　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 - 1 -
1－4　調査の対象とした事項の概要 - 1 -
1－4－1　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 - 1 -
1－4－2　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 - 2 -
1－5　調査の経緯 - 2 -
1－5－1　課税申請及び調査開始 - 2 -
1－5－2　質問状の送付等 - 3 -
1－5－2－1　供給者 - 3 -
1－5－2－1－1　当初質問状の送付 - 3 -
1－5－2－1－2　未回答者への回答の再依頼 - 3 -
1－5－2－1－3　不十分な回答に対する問い合わせ - 4 -
1－5－2－2　輸入者 - 4 -
1－5－2－2－1　当初質問状の送付 - 4 -
1－5－2－2－2　未回答者への回答の再依頼 - 4 -
1－5－2－2－3　不十分な回答に対する問い合わせ - 5 -
1－5－2－2－4　追加質問状の送付 - 5 -
1－5－2－3　本邦生産者 - 5 -
1－5－2－3－1　当初質問状の送付 - 5 -
1－5－2－3－2　未回答者への回答の再依頼 - 5 -
1－5－2－3－3　不十分な回答に対する問い合わせ - 6 -
1－5－2－4　産業上の使用者 - 6 -
1－5－2－4－1　当初質問状の送付 - 6 -
1－5－2－4－2　未回答者への回答の再依頼 - 6 -
1－5－3　証拠の提出等 - 6 -
1－5－4　対質 - 6 -
1－5－5　産業上の使用者及び消費者団体の情報提供 - 7 -
1－5－6　現地調査 - 7 -
1－5－7　約束の申出等 - 8 -
1－5－8　調査期間の延長 - 8 -
1－6　秘密の情報 - 8 -
1－7　証拠等の閲覧 - 8 -
1－8　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル） - 8 -
2　不当廉売された貨物の輸入の事実 - 9 -
2－1　総論 - 9 -
2－1－1　調査対象貨物及び同種の貨物の範囲 - 9 -

2－1－1－1　調査対象貨物 - 9 -
2－1－1－2　調査対象貨物と同種の貨物 - 9 -
2－1－2　不当廉売差額 - 10 -
2－1－3　正常価格の算出 - 10 -
2－1－3－1　国内販売価格 - 11 -
2－1－3－2　第三国輸出価格 - 12 -
2－1－3－3　構成価格 - 12 -
2－1－4　輸出取引価格の算出 - 12 -
2－1－5　端数処理 - 12 -
2－2　中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格 - 12 -
2－2－1　特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実 - 12 -
2－2－1－1　調査の経緯 - 13 -
2－2－1－2　中華人民共和国の生産者から提出された証拠の検討 - 14 -
2－2－1－3　紅星大龍以外の生産者 - 16 -
2－2－1－4　市場経済に関する結論 - 16 -
2－2－2　代替国 - 16 -
2－3　南アフリカ共和国 - 17 -
2－3－1　南アフリカ共和国の供給者、調査対象貨物及び同種の貨物 - 17 -
2－3－2　通貨の換算 - 17 -
2－3－3　正常価格 - 17 -
2－3－4　本邦向け輸出取引価格 - 18 -
2－3－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率 - 18 -
2－3－6　結論 - 18 -
2－4　オーストラリア - 19 -
2－4－1　オーストラリアの供給者、調査対象貨物及び同種の貨物 - 19 -
2－4－2　通貨の換算 - 19 -
2－4－3　正常価格 - 19 -
2－4－4　本邦向け輸出取引価格 - 20 -
2－4－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率 - 21 -
2－4－6　結論 - 21 -
2－5　中華人民共和国 - 21 -
2－5－1　中華人民共和国の供給者 - 21 -
2－5－2　紅星大龍 - 22 -
2－5－2－1　調査対象貨物及び同種の貨物 - 22 -
2－5－2－2　通貨の換算 - 22 -
2－5－2－3　正常価格 - 22 -
2－5－2－4　本邦向け輸出取引価格 - 23 -
2－5－2－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率 - 23 -
2－5－2－6　結論 - 24 -
2－5－3　その他の中華人民共和国の生産者 - 24 -
2－5－3－1　調査対象貨物及び同種の貨物 - 24 -
2－5－3－2　通貨の換算 - 24 -
2－5－3－3　正常価格 - 24 -
2－5－3－4　本邦向け輸出取引価格 - 25 -

2－5－3－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率 - 25 -
2－5－3－6　結論 - 25 -
2－5－4　結論 - 26 -
2－6　スペイン - 26 -
2－6－1　スペインの供給者、調査対象貨物及び同種の貨物 - 26 -
2－6－2　通貨の換算 - 26 -
2－6－3　正常価格 - 26 -
2－6－4　本邦向け輸出取引価格 - 27 -
2－6－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率 - 27 -
2－6－6　結論 - 27 -
2－7　不当廉売された貨物の輸入の事実に関する結論 - 27 -
3　本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 - 28 -
3－1　総論 - 28 -
3－1－1　不当廉売された貨物 - 28 -
3－1－2　同種の貨物 - 28 -
3－1－2－1　物理的・化学的特性 - 28 -
3－1－2－2　製造工程 - 29 -
3－1－2－3　流通経路 - 29 -
3－1－2－4　価格 - 29 -
3－1－2－5　用途 - 30 -
3－1－2－6　貿易統計上の分類 - 30 -
3－1－2－7　結論 - 30 -
3－1－3　本邦の産業 - 30 -
3－1－4　累積的な評価 - 31 -
3－1－4－1　当該輸入貨物の供給国からの不当廉売差額及び輸入量 - 31 -
3－1－4－2　不当廉売された輸入貨物と国内の同種の貨物との間の競争の状態 - 32 -
3－1－4－3　結論 - 34 -
3－2　不当廉売された貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響 - 34 -
3－2－1　不当廉売された貨物の輸入の増加 - 34 -
3－2－2　本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響 - 35 -
3－2－3　結論 - 35 -
3－3　不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響 - 35 -
3－3－1　販売の低下 - 36 -
3－3－2　利潤の低下 - 36 -
3－3－3　生産高（生産量）の低下 - 36 -
3－3－4　市場占拠率の低下 - 37 -
3－3－5　生産性の低下 - 37 -
3－3－6　投資収益の低下 - 37 -
3－3－7　操業度（稼働率）の低下 - 38 -
3－3－8　資金流出入（キャッシュフロー）に及ぼす悪影響 - 38 -
3－3－9　在庫に及ぼす悪影響 - 39 -
3－3－10　雇用に及ぼす悪影響 - 39 -
3－3－11　賃金に及ぼす悪影響 - 39 -

3－3－12　成長に及ぼす悪影響 - 40 -
3－3－13　資金調達能力に及ぼす悪影響 - 40 -
3－3－14　投資に及ぼす悪影響 - 40 -
3－3－15　国内価格に影響を及ぼす要因 - 41 -
3－3－16　不当廉売価格差の大きさ - 42 -
3－3－17　結論 - 42 -
3－4　結論 - 43 -
4　因果関係 - 44 -
4－1　総論 - 44 -
4－2　不当廉売価格によることなく販売されている輸入の数量及び価格 - 44 -
4－3　需要の減少又は消費態様の変化 - 45 -
4－3－1　需要の減少 - 45 -
4－3－2　消費態様の変化 - 45 -
4－3－3　需要の減少又は消費態様の変化の結論 - 46 -
4－4　外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争 - 46 -
4－5　技術の進歩 - 46 -
4－6　本邦の産業の輸出実績 - 47 -
4－7　本邦の産業の生産性 - 47 -
4－8　その他の要因 - 47 -
4－9　因果関係に関する結論 - 49 -
5　結論 - 50 -

凡　例

関税定率法（明治43年法律第54号）	法
不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）	政令
相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成19年）	ガイドライン
1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（平成6年条約第15号）	協定
電解二酸化マンガン（Electrolytic Manganese Dioxide）	ＥＭＤ
東ソー株式会社	東ソー社
東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社	東ソー
三井金属鉱業株式会社	三井金属鉱業
デルタ・イーエムディー・（ピーティーワイ）・リミテッド（DELTA EMD (PTY) LTD.）	デルタ（南ア）
デルタ・イーエムディー・オーストラリア・（ピーティーワイ）・リミテッド(DELTA EMD AUSTRALIA (PTY) LTD.)	デルタ（豪）
ハイテック・エナジー・リミテッド（HITEC ENERGY LTD.）	ハイテック
貴州紅星発展大龍鉱業有限責任公司	紅星大龍
貴州紅星発展進出口有限責任公司	紅星進出口
エネルヒア・ポルタティル・エス・エイ（Energía Portátil, S.A.）	ＥＰ
セラヤ・エンパランサ・イ・ガルドス・インテルナシオナル・エス・エイ（Celaya Emparanza y Galdós Internacional, S. A.）	ＣＩ
セラヤ・エンパランサ・イ・ガルドス・エス・エイ（Celaya Emparanza y Galdós S. A.）	セガサ

（注：【　】で囲んだ部分は、秘密情報による記述がされているため要約し若しくは不開示としたものであり、表内の［　］で囲んだ部分は、本重要事実のために説明用として記述したものである。）

1　総論

1－1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

1－1－1品名

(1)　電解二酸化マンガン（以下「ＥＭＤ」[1]という。）。

1－1－2銘柄、型式及び特徴

(2)　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第 2820.10 号に分類される。主として、一次電池、酸化剤及びマッチの材料、塗料並びにガラス製造用に利用される。

1－2 調査対象貨物の供給者又は供給国

(3)　南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペインの生産者及び輸出者。

1－3 調査の対象とした期間

1－3－1　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(4)　平成 18 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで（ただし、中華人民共和国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」[2]については、平成 16 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日まで）。

1－3－2不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(5)　平成 16 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで。

1－4 調査の対象とした事項の概要

1－4－1不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(6)　調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）、調査対象貨物の本邦向け輸出取引価格、調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出取引価格との差額（不当廉売差額）、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項。

---

[1] ＥＭＤ：Electrolytic Manganese Dioxide
[2] 不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）（以下「政令」という。）第 2 条第 3 項

1－4－2不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(7)　不当廉売された調査対象貨物の輸入量、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響、不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物[3]を生産している本邦の産業に及ぼす影響、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項。

1－5 調査の経緯

1－5－1課税申請及び調査開始

(8)　平成 19 年 1 月 31 日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社（以下「申請者」という。）より、「南アフリカ共和国、オーストラリア連邦、中華人民共和国及びスペイン王国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売課税申請書」（以下「申請書」という。）が提出[4]された。申請書は、調査開始後、秘密の情報を除いて閲覧に供した。

表 1 申請者の名称及び住所

名　　称	住　　所
東ソー日向株式会社	宮崎県日向市船場町 1 番地
東ソー株式会社	東京都港区芝 3 丁目 8 番 2 号

(9)　当該課税申請は、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認めたので、平成 19 年 4 月 27 日、本件調査の開始を決定[5]し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者、並びに申請者）と認めた者に対し書面により通知[6]するとともに、官報で告示[7]した（平成 19 年財務省告示第 165 号）。なお、証拠の提出及び証言についての期限を同年 8 月 27 日、証拠等の閲覧についての期限を調査終了の日、対質の申出についての期限を同年 9 月 27 日、情報の提供についての期限を同年 9 月 27 日とした。

(10)　平成 19 年 4 月 27 日、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペインの各政府並びに欧州委員会に対して、調査開始を決定した旨を通知した。また、同日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対して、調査開始を決定した旨を通知し、同年 6 月 19 日、調査開始に至った事情を関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に説明[8]した。なお、本件調査の開始決定に際し、同年 4 月 25 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を

[3] 本邦における同種の貨物については「3－1－2　**同種の貨物**」参照。
[4] 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）（以下「法」という。）第 8 条第 4 項
[5] 法第 8 条第 5 項
[6] 政令第 8 条第 2 項
[7] 政令第 8 条第 1 項
[8] ガイドライン 8.(2)

通知[9]した。

1－5－2質問状の送付等

表 2 質問状への回答状況

区分	調査当局からの質問状				
	送付数（A）	回答数		うち実績あり	
		（B）	（B/A）	（C）	（C/B）
供給者[10]	43	9	21%	8	89%
南アフリカ共和国	1	1	100%	1	100%
オーストラリア	2	1	50%	1	100%
中華人民共和国	37	5	14%	4	80%
スペイン	3	2	67%	2	100%
輸入者	14	13	93%	9	69%
本邦生産者	3	3	100%	3	100%
産業上の使用者	38	35	92%	19	54%

（注）複数の送付又は回答のある者も１者として計上。
「実績」とは、本邦向けの生産又は販売の実績をいう。

1－5－2－1　供給者

1－5－2－1－1 当初質問状の送付[11]

(11)　平成 19 年 6 月 5 日、調査当局で把握できた南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペインの供給者 43 者に対し、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者に対する質問状」という。）を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）6.8 及び相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 19 年）（以下「ガイドライン」という。）11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。供給者 6 者からの回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1－5－2－1－2 未回答者への回答の再依頼

(12)　平成 19 年 7 月 5 日、上記のとおり送付した当初質問状に対して回答がなかった供給者 34 者のうち 33 者に対して、同年 8 月 3 日を新たな回答期限として回答を促す旨の文書を発出した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対して、新たに回答し

[9] 政令第 18 条
[10] 輸出国の貨物の供給者のことをいう（中華人民共和国政府を含む）。
[11] 政令第 10 条第 2 項

た供給者はなかった。

1－5－2－1－3 不十分な回答に対する問い合わせ

(13) 平成 19 年 6 月に発出した当初質問状に対して回答書を提出したものの回答が不十分であった供給者に対して、回答内容が不備又は不明な点を明示し、更なる情報提供を求めた。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、更なる情報提供を求めたすべての供給者が期限までに回答した。

表 3 不十分な回答に対する問い合わせ実績（供給者）

発出日	送付者数	回答期限	回答者数
平成19年8月22日	1	平成19年9月3日	1
平成19年9月27日	4	平成19年10月5日	4
	2	平成19年10月9日	2
平成19年10月11日	4	平成19年10月19日	4
	2	平成19年10月23日	2
平成19年11月5日	2	平成19年11月13日	2

（注）複数の送付がある者は、延べ数で計上。

1－5－2－2 輸入者

1－5－2－2－1 当初質問状の送付[12]

(14) 平成 19 年 6 月 5 日、調査当局で把握できた調査対象貨物の輸入者 14 者に対し、「輸入者に対する質問状」を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。輸入者 4 者からの質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1－5－2－2－2 未回答者への回答の再依頼

(15) 平成 19 年 7 月 5 日、上記のとおり送付した当初質問状に対して指定した回答期限までに回答がなかった輸入者 7 者に対して、同年 8 月 3 日を新たな回答期限として回答を促す旨の文書を発出した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、新たに輸入者 6 者が回答した。

[12] 政令第 10 条第 2 項

1－5－2－2－3 不十分な回答に対する問い合わせ

(16) 平成 19 年 6 月に発出した当初質問状に対して回答書を提出したものの回答が不十分であった輸入者に対して、回答内容が不備又は不明な点を明示し、更なる情報提供を求めた。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、更なる情報提供を求めた輸入者のうち、1 者を除いて期限内に回答した。

表 4 不十分な回答に対する問い合わせ実績（輸入者）

発出日	送付数	回答期限	回答数
平成19年8月22日	2	平成19年8月30日	2
平成19年8月23日	1	平成19年8月31日	無回答
平成19年9月10日	2	平成19年9月18日	2
平成19年9月27日	1	平成19年10月4日	1

1－5－2－2－4 追加質問状の送付

(17) 平成 19 年 6 月に発出した輸入者に対する当初質問状の追加質問として、10 月 5 日、輸入者 4 者に対して追加質問状を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。輸入者 1 者からの追加質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。なお、追加質問状を送付したすべての輸入者から回答が提出された。

1－5－2－3 本邦生産者

1－5－2－3－1 当初質問状の送付[13]

(18) 平成 19 年 6 月 5 日、調査当局で把握できたＥＭＤを生産する本邦生産者 3 者に対し、「本邦生産者に対する質問状」を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。生産者 2 者からの質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1－5－2－3－2 未回答者への回答の再依頼

(19) 平成 19 年 7 月 5 日、上記のとおり送付した質問状に対して指定した回答期限までに回答がなかった生産者 1 者に対して、同年 8 月 3 日を新たな回答期限として回答を促す旨の文書を発出した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国

[13] 政令第 10 条第 2 項

政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、回答があった。

1－5－2－3－3 不十分な回答に対する問い合わせ

(20) 平成 19 年 9 月 10 日、回答書を提出したものの回答が不十分であった生産者 3 者に対して、回答内容が不備又は不明な点を明示し、同年 9 月 18 日を新たな回答期限として、更なる情報提供を求めた。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は協定 6.8 及びガイドライン 11. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、更なる情報提供を求めたすべての生産者が回答した。

1－5－2－4 産業上の使用者

1－5－2－4－1 当初質問状の送付[14]

(21) 平成 19 年 6 月 5 日、調査当局で把握できたＥＭＤの産業上の使用者 34 者に対し、「産業上の使用者に対する質問状」を送付した。その後、平成 19 年 8 月 6 日、調査の過程で判明した産業上の使用者 4 者について、新たに当該質問状を送付した。産業上の使用者 4 者からの質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1－5－2－4－2 未回答者への回答の再依頼

(22) 平成 19 年 7 月 5 日、上記のとおり送付した質問状に対して回答がなかった産業上の使用者 11 者に対して、同年 8 月 3 日を新たな回答期限として回答を促す旨の文書を発出した。これに対し、新たに産業上の使用者 10 者が回答した。

1－5－3証拠の提出等

(23) 利害関係者からの証拠の提出及び証言[15]については、平成 19 年 8 月 27 日までに利害関係者 4 者から 4 件の証拠の提出があり、秘密の情報を除き閲覧[16]に供した。

1－5－4対質

(24) 利害関係者からの対質の申出[17]については、平成 19 年 9 月 27 日までに申出はなく、対質は実施しなかった。

[14] 政令第 13 条第 2 項
[15] 政令第 10 条第 1 項前段及び第 10 条の 2 第 1 項前段
[16] 政令第 11 条第 1 項
[17] 政令第 12 条第 1 項

1－5－5産業上の使用者及び消費者団体の情報提供

(25)　情報の提供[18]については、平成19年9月27日までに産業上の使用者4者から4件の情報提供があり、秘密の情報を除き閲覧に供した。なお、消費者団体からの情報提供はなかった。

1－5－6現地調査

(26)　供給者に対する質問状に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実の有無について、十分な回答が提出された南アフリカ共和国の供給者1者（デルタ・イーエムディー・(ピーティーワイ)・リミテッド（DELTA EMD(PTY)LTD.）(以下「デルタ（南ア)」という。))、オーストラリアの供給者1者（デルタ・イーエムディー・オーストラリア・(ピーティーワイ)・リミテッド（DELTA EMD AUSTRALIA(PTY) LTD.）(以下「デルタ(豪)」という。))、スペインの供給者2者(エネルヒア・ポルタティル・エス・エイ（Energía Portátil, S.A.）（以下「ＥＰ」という。）及びセラヤ・エンパランサ・イ・ガルドス・インテルナシオナル・エス・エイ(Celaya Emparanza y Galdós Internacional, S.A.）(以下「ＣＩ」という。))、及び中華人民共和国の供給者2者（貴州紅星発展大龍鉱業有限責任公司（以下「紅星大龍」という。）及び貴州紅星発展進出口有限責任公司（以下「紅星進出口」という。)）に対して、平成19年10月5日に、現地調査実施への同意を求める通知文を送付し、同意を得た。更に、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国、スペインの各国政府及び欧州委員会に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認した[19]。

(27)　また、本邦生産者3者（東ソー日向株式会社、東ソー株式会社、三井金属鉱業株式会社）に対し、平成19年10月5日に、現地調査への同意を求める通知文を送付し、同意を得た。

(28)　供給者及び本邦生産者に対し、現地調査の受入れの可否を確認し、現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整した。日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書及び調査項目を概ね現地調査の17日前までに発出し[20]、「表 5現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査報告書の作成を行い、現地調査報告書を送付[21]するとともに、秘密の情報を除いて閲覧に供した。

表 5現地調査の実施状況

対象者	実施日
デルタ(豪)	平成19年11月19日～11月22日
デルタ(南ア)	平成19年11月26日～11月28日
ＣＩ及びＥＰ	平成19年12月11日～12月13日
紅星大龍及び紅星進出口	平成19年12月17日～12月21日
東ソー日向株式会社、東ソー株式会社	平成19年12月12日～12月14日
三井金属鉱業株式会社	平成19年12月20日及び12月21日

[18] 政令第13条第1項
[19] ガイドライン10.(1)一①、協定6.7及び附属書Ｉ
[20] ガイドライン10.(1)一②
[21] ガイドライン10.(1)二

1－5－7約束の申出等

(29)　輸出者のうち【　】より、平成 20 年 3 月 28 日に、法第 8 条第 7 項に規定する「当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束の申出[22]」をしようとする旨の書類が提出[23]されたが、ガイドライン 15.(3)【約束の申出を拒否できる事由】に該当することから、当該約束の申出案を受諾しなかった。

1－5－8調査期間の延長

(30)　平成 20 年 4 月 25 日、証拠等の更なる検討を行うために調査期間を 6 ヶ月延長する旨、その理由とともに告示するとともに、直接の利害関係人を含めた利害関係者に対して通知した。[24]

1－6 秘密の情報

(31)　利害関係者から提出された情報について、秘密[25]として取り扱うことを求められた場合には、その旨及びその理由を記載した書面を提出させた。

1－7 証拠等の閲覧

(32)　調査開始後、調査終了時まで、利害関係者から提出された書面及び証拠（利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠を除く）について、利害関係者に対して閲覧[26]に供した。

1－8 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）

(33)　調査当局は、不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を調査するため、調査対象期間中に調査対象貨物を生産又は輸出していると想定されたすべての供給者に対して「調査対象貨物の供給者に対する質問状」を送付したが、一部の供給者については、回答がなかったことから、これらの供給者に対して、平成 19 年 7 月に調査当局より回答を促し、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」を再送した。しかしながら、調査当局からの回答の督促にも関わらず、回答がなかったため、これらの供給者に係る不当廉売された貨物の輸入の事実について、調査当局は知ることができた事実により決定[27]することとした。

[22] 法第 8 条第 8 項、政令第 14 条第 1 項、ガイドライン 15. 及び協定 8.1
[23] 政令第 14 条第 1 項
[24] 法第 8 条第 6 項ただし書、政令第 9 条
[25] 政令第 10 条第 1 項、協定 6.5
[26] 政令第 11 条
[27] ガイドライン 11.及び協定 6.8

2　不当廉売された貨物の輸入の事実

2－1 総論

2－1－1　調査対象貨物及び同種の貨物の範囲

2－1－1－1　　調査対象貨物

(34)　調査対象貨物は、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペインで生産され本邦に輸出のために販売されたＥＭＤである。ＥＭＤとは、電気分解の工程（以下「電解工程」という。）を経て製造された二酸化マンガンのことである。調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第 2820.10 号（二酸化マンガン）に分類される。本邦の輸入統計品目番号は、2820.10-000（二酸化マンガン）に該当する。

(35)　調査対象貨物は、主に、アルカリ一次電池製造の原料となるもの（アルカリ・グレード）、マンガン一次電池製造の原料となるもの（マンガン・グレード）、リチウム二次電池製造の原料となるもの（リチウム二次グレード）に大別される。これらは、いずれも電解工程を経て製造された二酸化マンガンであるが、電解工程【やその他所要の加工工程を経る】ことにより特定のグレードが製造されている。

(36)　利害関係者からの回答を分析したところ、本邦への輸出取引においては、ＥＭＤのグレードを特定して取引されていたことから、グレード別に不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を分析することは合理的である。また、調査対象貨物の形状としては、板状のもの、粉砕されたもの、粉末状のもの、の３つの形状があったが、これは取引先からの要請に基づく、【加工工程】による差異であった[28]。なお、供給者によっては、【その他の方法によって】製造・販売管理がされていた。

(37)　なお、同じ二酸化マンガンであるが電解工程を経ないで製造される化学合成マンガン（ＣＭＤ[29]）や天然二酸化マンガン（ＮＭＤ[30]）は、調査対象貨物には含めないこととした。なお、これらの本邦への輸入の事実の有無については確認できなかった。

2－1－1－2　　調査対象貨物と同種の貨物

(38)　不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を調査するために、調査対象貨物と比較すべき同種の貨物[31]の範囲[32]については、当該調査対象貨物の供給者が製造する調査対象貨物と同一の製品型番であるＥＭＤとし、調査対象貨物と同一の製品型番がない場合には、同一グレードのＥＭＤを当該調査対象貨物と同種の貨物とした[33]。

---

[28] 調査開始時に調査対象貨物の用途として例示したもののうち、酸化剤、マッチの材料、塗料及びガラス製造用に使用されるＥＭＤの本邦への輸入の事実の有無については確認できなかった。
[29] ＣＭＤ：Chemical manganese dioxide
[30] ＮＭＤ：Natural manganese dioxide
[31] 本邦における同種の貨物については「3－1－2　**同種の貨物**」参照。
[32] 供給者に対する質問状調査項目Ａ6
[33] 協定 2.6

2－1－2　不当廉売差額

(39)　不当廉売差額は、調査対象貨物が輸出のために販売された価格の加重平均（以下「輸出取引価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とすることとした[34]。

(40)　不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした[35]。証拠の提出がなかった生産者については、輸出者から提出された証拠等の知ることができた事実に基づいて[36]、不当廉売差額を算出することとした。複数の製品型番又はグレードのＥＭＤを本邦へ輸出している生産者の不当廉売差額については、製品型番又はグレード毎の不当廉売差額を加重平均して算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これらすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定[37]した。

(41)　輸出取引価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、輸出取引価格及び正常価格は、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるよう必要な調整を行った上で加重平均することとした[38]。調整は、実際の額を基礎とすることとし、原則として、比較する個々の価格から、供給者が支払った、国内運賃、国内保険料、梱包費用、その他の国内輸送費用、供給国から本邦の港までの海上運賃、海上保険料、本邦の港から購入者までの運賃、荷役費用、供給国の輸出税、本邦の輸入関税、その他の輸送費用、割戻、数量割引、その他の割引、与信費用、技術サービス費、販売手数料、製造物責任にかかる費用、ロイヤルティー、ワランティ、広告宣伝及び販売促進費、倉庫保管費、在庫金利費用、テスト・検査費、その他の直接販売費、その他の間接販売費、その他費用、第三者に対する支払い、内国間接税が含まれている場合は控除[39]し、輸入関税減免・払戻が含まれていない場合は加算することとした。

(42)　価格比較のための通貨単位は、原則として、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠の販売日における為替相場で換算することとした[40]。

(43)　算出した不当廉売差額を輸出取引価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少であるとした[41]。

2－1－3　正常価格の算出

---

[34] 法第 8 条第 1 項、政令第 2 条、協定 2
[35] 協定 2.2.1.1 及び 6.10
[36] ガイドライン 11.(2)、協定 6.8
[37] 協定 9.2
[38] 政令第 2 条第 4 項、協定 2.4
[39] 実際には支払いの事実が確認できない場合、【費用】については控除しなかった。
[40] 協定 2.4.1
[41] 協定 5.8

(44)　正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）[42]とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合、調査対象貨物の供給国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国輸出価格」という。）[43]、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）[44]とすることとした。[45]

(45)　正常価格の検討に際しては、国内販売価格を算出しないこととした場合、実際の商取引で使用されている第三国輸出価格の適用を先ず検討することとした。

(46)　単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間（6ヶ月以上）にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われている場合、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなすこととした[46]。

2－1－3－1　国内販売価格

(47)　国内販売価格については、当該輸入貨物（調査対象貨物）の供給国における消費に向けられる当該輸入貨物（調査対象貨物）と同種の貨物の通常の商取引における価格がない場合には、国内販売価格を算出しないこととした。

(48)　国内販売価格は、工場渡しの段階の価格とし、供給者からの証拠を基に、同種の貨物の各取引価格から、必要に応じて運賃や諸掛り、保険料、販売手数料、数量割引・リベート、関税還付額等の諸経費を控除して算出した。生産費の算出に当たっては、同種の貨物の調査対象期間における直接原材料費、直接労務費、直接経費、間接原材料費、間接労務費及び間接経費に一般経費を加え[47]、これを生産数量（又は販売数量）で加重平均することとした。

(49)　原産国の国内市場において消費に向けられる同種の貨物の販売数量が調査対象貨物の本邦への販売数量の5%以上である場合には、そのような販売は、通常、正常価格の決定に十分な量であるとした。

---

[42] 政令第2条第1項第1号
[43] 政令第2条第1項第2号
[44] 政令第2条第1項第3号
[45] 法第8条第1項、政令第2条第2項、協定2.2
[46] 協定2.2.1
[47] 協定2.2.1.1

2－1－3－2　　第三国輸出価格

（50）　第三国輸出価格については、調査対象貨物の当該同種の貨物について複数の第三国がある場合には、販売数量が最も大きい国の輸出価格が代表的な価格に当たると考え、これを基に算出することとした。

2－1－3－3　　構成価格

（51）　構成価格のうち、管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤の額については、調査対象輸出者又は生産者による同種の貨物の通常の商取引における生産及び販売に関する実際の情報を基に算出することとした[48]。

2－1－4　輸出取引価格の算出

（52）　輸出取引価格は、本邦への輸入貨物に係る供給国における本邦への輸出のための販売価格とすることとし、輸入者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討することとした。

2－1－5端数処理

（53）　為替換算、加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について端数を四捨五入して有効桁数を４桁とした。

2－2 中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格

（54）　「2－1－3 正常価格の算出」にかかわらず、中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格は、調査対象貨物の生産者が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中華人民共和国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示すことができない場合、当該調査対象貨物の供給国である中華人民共和国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「代替国国内販売価格」という。）、当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「代替国第三国輸出価格」という。）又は当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）とすることとした[49]。

2－2－1　特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実

（55）　「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下

---

[48] 協定 2.2.2
[49] 政令第 2 条第 3 項及び第 2 条第 1 項第 4 号

の事実が含まれるものとした[50]。

① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中華人民共和国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。④において同じ。）の重大な介入がない事実
② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
⑤ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実[51]

2－2－1－1　調査の経緯

(56)　平成 19 年 6 月 5 日、調査当局で把握できた中華人民共和国の供給者（中華人民共和国政府を含む）34 者に対し、「中華人民共和国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無の調査に関する質問状」（以下「市場経済条件に関する質問状」という。）を、「供給者に対する質問状」とあわせて送付[52]した。なお、中華人民共和国政府に対しては、調査対象貨物の生産者又は輸出者であって調査当局から質問状を送付した者以外に中華人民共和国から本邦へ輸出する者が認められる場合、当該生産者又は輸出者に本質問状等を転送し、それらの者の生産及び輸出について期限までに回答するよう依頼した。当該質問状を送付した中華人民共和国の供給者のうち 3 者については生産者ではないことが「供給者に対する質問状」への回答から判明した。生産者 1 者からの質問状に対する回答期限の延長申請については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 6 質問状への回答状況

区分	調査当局からの質問状						
	送付数	回答数		生産あり		生産なし	
	（A）	（B）	（B／A）	（C）	（C／B）	（D）	（D／B）
供給者[53]	34	4	11.8%	1	25.0%	3	75.0%

(57)　平成 19 年 7 月 5 日、パラグラフ（56）のとおり送付した質問状に対して回答がなかった供給者（質問状に対する回答期限の延長申請をした供給者及び「供給者に対する質問状」の回答により生産者でないことが判明した供給者を除く。）29 者及び中華人民共和国政府に対して、同年 8 月 3 日を新たな回答期限として回答を促す旨の文書を発出した。これに対して、新たに回答した者はなかった。

(58)　平成 19 年 6 月に発出した市場経済条件に関する質問状の追加質問として、同年 10 月 5 日、中華人民共和国の生産者 1 者に対して追加質問状を送付した。生産者 1 者からの追加質問状に対する回答期限の延長申請については、これを認めた。

[50] ガイドライン 3.(1)
[51] 平成 19 年財務省告示第 165 号 9.(1)
[52] 政令第 10 条の 2 第 2 項
[53] 中華人民共和国政府を含む。

(59)　中華人民共和国の生産者１者（紅星大龍）から提出された証拠について、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができたか否かを確認し、更に詳細な情報を入手するため、紅星大龍から同意を得ると共に、中華人民共和国政府が反対しないことを確認し、現地調査を実施した。なお、現地調査受入れの可否の確認、日程の調整、現地調査の通知及び現地調査の実施は、「1－5－6 **現地調査**」における不当廉売された貨物の輸入の事実の有無に関する現地調査と合わせて行い、現地調査において、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができたか否かを確認し、現地調査報告書に記載した。

(60)　なお、証拠等の提出期限の平成 19 年 8 月 27 日までに、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に含まれる事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言した[54]中華人民共和国の生産者はなかった。

2－2－1－2　中華人民共和国の生産者から提出された証拠の検討

(61)　上記のとおり、紅星大龍から、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対する証拠の提出及び証言はなかった。他方、市場経済条件に関する質問状に対する回答はあったことから、当該回答証拠を基に、紅星大龍が、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができたか否かを検討した。

(62)　紅星大龍の株式は、「図 1 紅星大龍の資本関係」のとおり、【紅星大龍の資本関係】[55]青島紅星化工集団有限責任公司（以下「青島紅星化工」という。）に間接保有されている。青島紅星化工は、「国有特大型生产企业[56]」であり、同社の定款には、【企業と政府の関係】が明記されている[57]。

(63)　紅星大龍の取締役【　】名のうち【　】名は、【紅星大龍取締役の職歴】を経て紅星大龍の取締役に就任している[58]。とりわけ、紅星大龍の董事長については、調査対象期間において青島紅星化工、青島紅星化工が【出資比率】を出資した貴州紅星発展股份有限公司（以下「紅星発展」という。）及び紅星進出口をはじめ、【出資方法】紅星大龍の資本を有する複数の企業の董事長を兼務[59]しており、【企業と政府の関係】[60]。なお紅星大龍の董事会構成員は、紅星発展の董事会が指名し[61]、【企業と政府の関係】[62]。また、紅星大龍の定款において、董事会の職権行使として【董事会の職権】が明記されている

---

[54] 政令第 10 条の 2 第 1 項
[55] 「【企業と政府の関係】」（紅星大龍 10 月 29 日付回答書附属書類 A20-4（青島紅星化工定款））
[56] 青島紅星化工ホームページ（http://www.redstarchem.com/prcc/home.asp）
[57] 紅星大龍 10 月 29 日付回答書附属書類 A20-4（青島紅星化工定款）
[58] 紅星大龍 8 月 13 日付市場経済回答書記入様式 A-29
[59] 紅星大龍 10 月 29 日付回答書附属書類 A20-1、A20-2、A20-4、A20-5、青島紅星化工ホームページ（http://www.redstarchem.com/prcc/info-zhici.htm）及び紅星発展ホームページ（http://www.hxfz.com.cn/index1.asp）
[60] 紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 1.(2)
[61] 紅星大龍 10 月 29 日付回答書調査項目 A21
[62] 紅星大龍 10 月 29 日付回答書附属書類 A20-1

[63]。紅星大龍は、「【企業と政府の関係に関する説明】[64][65]」と説明した。販売価格と販売数量を決定する【決定権者】[66]。

図 1 紅星大龍の資本関係[67]

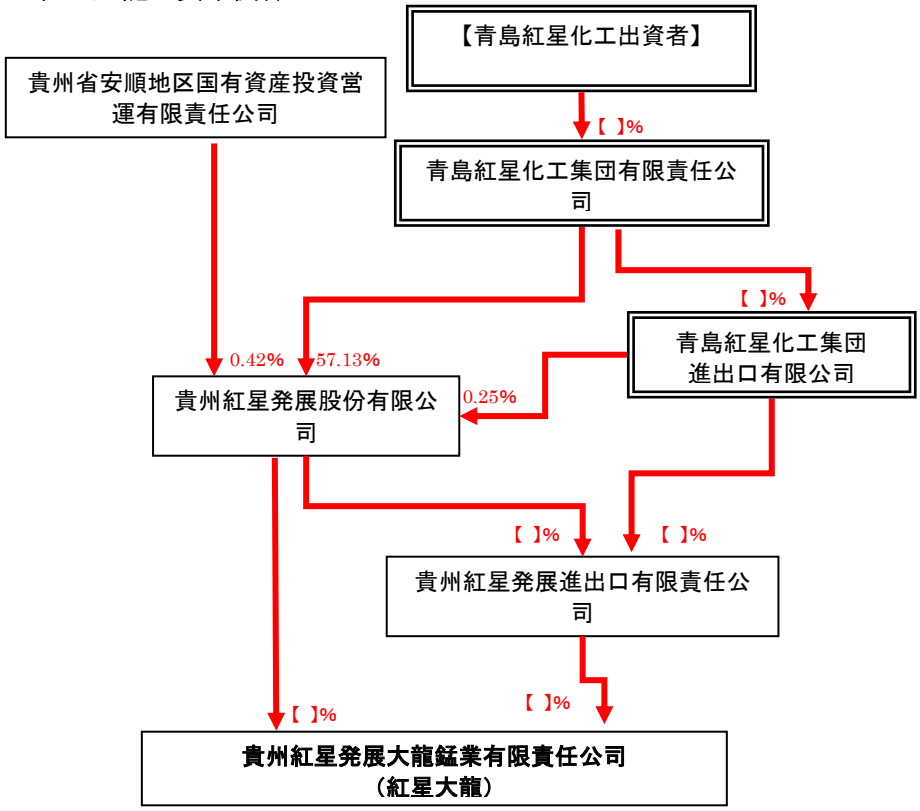

(64)　紅星大龍が使用権を有する土地の一部は、【土地取得に関する説明】で購入されていた[68]。

(65)　更に、制度的な政府の介入として、国務院の決定により、ＥＭＤの生産設備増設にあたって政府に届け出て、確認を得ることが義務付けられており[69]、当該規制においては生産設備の下限が設定されている[70]。

---

[63] 紅星大龍 8 月 13 日付市場経済回答書証拠書類 A-27
[64] 紅星大龍現地調査報告書提出資料番号 60
[65] 紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 1(1)
[66] 紅星大龍 8 月 13 日付供給者回答書証拠書類 B-1(6)
[67] 紅星大龍 8 月 13 日付市場経済回答書証拠書類 A-27、紅星大龍 10 月 29 日付回答書附属書類 A20-1、A20-2、A20-4、A20-5、紅星大龍現地調査報告書提出資料番号 61、62 及び紅星発展ホームページ（http://www.hxfz.com.cn/index1.asp）
[68] 紅星大龍 10 月 29 日付回答書調査項目 D2、紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 4(2)追加質問及び提出書類番号 93
[69] 平成 16 年 7 月中華人民共和国国務院規則「投資体制改革に関する決定（国発[2004]20 号）」、中華人民共和国国家発展改革委員会ホームページ（http://www.ndrc.gov.cn/gdzctz/tzfg/t20051010_44895.htm）
[70] 紅星大龍は「国の行政管理の一手段であり、目的は協調のとれた経済発展のマクロコントロールにあり政府の企業に対する関与ではありません」と説明したが、それ以上の説明はなかった。（紅星大龍 10 月 29 日付回答書調査項目 A1）

(66)　紅星大龍は、労働者の賃金の決定について「【賃金交渉に関する説明】」[71]と回答した。更に、紅星大龍は【雇用契約に関する説明】[72]、【社会保険に関する説明】[73]。

(67)　紅星大龍における生産手段のうち、製造用途又は商業用途の建物及び設備機器は、同社によって所有及び管理されていた。一方、同社が生産に使用する土地については、土地使用権が与えられていることは認められたものの、紅星大龍が使用権を有している土地の一部は、【土地使用契約に関する事実】[74]。

(68)　なお、調査当局が証拠書類の提示を求めたにも関わらず、紅星大龍から調査当局に提示されなかった証拠書類があった[75]。

(69)　上記の事実を総合的に判断すると、「2－2－1 **特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実**」に掲げた事実について、紅星大龍は明確に示すことができたとは認められなかった。したがって、紅星大龍は、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確には示すことができなかったと判断した。

2－2－1－3　紅星大龍以外の生産者

(70)　紅星大龍以外の中華人民共和国の生産者及び中華人民共和国政府から市場経済条件に関する質問状に対する回答はなかったことから、紅星大龍以外の中華人民共和国の生産者については、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを示すことはできなかったと判断した。

2－2－1－4　市場経済に関する結論

(71)　以上により、すべての中華人民共和国の生産者は、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確には示すことができなかったと判断した。

2－2－2　代替国

(72)　中華人民共和国の生産者が、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができたか否かの検討に先行して、正常価格を算出するための代替国の選定について検討した。

---

[71] 紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 3(1)
[72] 紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 3(2)
[73] 紅星大龍 10 月 29 日付回答書調査項目 C5
[74] 紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 4(2)(c)
[75] 原材料の購入費用について、【価格交渉に関する説明】と説明した（紅星大龍 10 月 29 日付回答書調査項目 B4）ため、交渉記録又は注文書等の提示を求めたが、【原材料購入に関する説明】があったのみで、価格交渉の過程を示す証拠書類は提示されなかった（紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 2(1)(b)及び(2)）。主要な設備機器の購入に際し、【価格交渉に関する説明】と説明した（紅星大龍 10 月 29 日付回答書調査項目 A8）が、調査当局が指定した 5 件の設備機器の購入のうち、【設備機器の購入と定価に関する説明】、市場価格を反映した価格調整が行われた事実を示す証拠は提示されなかった（紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 1(5)及び提出書類番号 66 から 69）。

(73)　利害関係者から、ブラジルを代替国とすべきとの意見があり、当該国に所在する１者の供給者に関する情報が提出された[76]。調査当局が把握したアメリカ合衆国の生産者３者及びブラジルの１者[77]に対し、「電解二酸化マンガンの不当廉売輸入調査における非市場経済国の代替国としての生産者に対する質問状」及び「電解二酸化マンガンの不当廉売輸入調査における非市場経済国の代替国としての輸出者に対する質問状」を送付したが、アメリカ合衆国及びブラジルの生産者からは協力を得られなかった。

(74)　以上により、代替国としての検討対象国は、南アフリカ共和国、スペイン、オーストラリア及び本邦とした。

２－３ 南アフリカ共和国

２－３－１　南アフリカ共和国の供給者、調査対象貨物及び同種の貨物

(75)　南アフリカ共和国所在の供給者デルタ（南ア）に対して供給者に対する質問状を送付したところ、調査対象期間に、自社で生産した【本邦向けに輸出したＥＭＤ】を【　】件、本邦に輸出していた旨の回答があった[78]。なお、南アフリカ共和国におけるＥＭＤの生産者については、デルタ（南ア）のみとは特定できなかったことから、南アフリカ共和国を供給国として指定することとし、そのうちデルタ（南ア）については供給者として指定することとした[79]。

(76)　同種の貨物【を特定した方法】。

２－３－２　通貨の換算

(77)　調査対象貨物と同種の貨物との価格比較のために通貨単位の変換が必要であるため、供給者から提出された証拠に記載された為替レートに基づいて南アフリカ共和国の通貨単位であるランドに換算した。

２－３－３　正常価格

(78)　製品型番【　】について、実際の商取引で使用されている第三国輸出販売価格を検討した。

(79)　製品型番【　】のＥＭＤについて第三国への輸出について確認したところ、【本邦以

---

[76] このほかに、「中華人民共和国の生産者から市場経済条件に関する質問状に対する回答がなされる以前に、中華人民共和国の生産者が市場経済条件の浸透について明確に示せないと判断するのは時期尚早である」との意見が提出されたが、当該通知に「中華人民共和国における調査対象貨物の生産者が、当該貨物の生産及び販売について市場条件が浸透している事実を明確に示せない場合」と明記してあり、この時点では調査当局は何らの判断はしていないことから、当該指摘は事実誤認であり、採用する必要はないと判断した。他の利害関係者から提出された意見はなかった。

[77] Sociedade Brasileira de Electrolisis

[78] デルタ（南ア）８月３日付回答書調査項目Ｃ及び添付書類Ｃ

[79] 協定 9.2

外の国】向けに【同種の貨物と特定した製品型番】のＥＭＤを輸出していることを確認した。このうち、【本邦以外の国】向け輸出数量が最大であり比較可能な代表的な価格であることから、【本邦以外の国】向け輸出取引を用いて正常価格を算出した[80]。

(80)　製品型番【　】の【本邦以外の国】向け輸出取引に関して、構成価格として回答のあったＥＭＤの価格のうち全てのコストから輸送費及び財務費用を除いて算出した原価[81]と、【本邦以外の国】向け輸出取引の取引価格から【原価割れ販売の有無を確認するために、輸出取引価格から控除すべき費用】を控除した価格[82]とを比較して、原価割れ販売の有無を確認したところ、原価割れ取引数量は相当な量[83]であることから、正常価格の算出の際には、これらの取引を除外した。

(81)　公正な価格比較を行うため、【本邦以外の国】向け輸出取引の契約条件はすべて「【貿易条件】[84][85]」であったことから、各輸出取引の取引価格から【正常価格を算定するために控除すべき費用】[86]を控除[87]し、加重平均したところ、正常価格は１キログラム当たり【　】ランドとなった[88]。

２－３－４　本邦向け輸出取引価格

(82)　本邦向け輸出取引価格は、【貿易条件】の取引価格から、工場渡しの段階の価格とするために、個別の輸出取引価格から【正常価格との比較を公正に行うために控除すべき費用】を控除[89]し、加重平均したところ、本邦向け輸出取引価格は１キログラム当たり【　】ランドとなった[90]。

２－３－５　不当廉売差額及び不当廉売差額率

(83)　不当廉売差額は、「2－3－3 **正常価格**」において算出した正常価格と「2－3－4 **本邦向け輸出取引価格**」において算出した輸出取引価格の差額として算出したところ１キログラム当たり【　】ランドとなった。次に不当廉売差額を輸出取引価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、18.1％となり、僅少ではなかった。

(84)　以上により、南アフリカ共和国及びデルタ（南ア）の不当廉売差額はいずれも１キログラム当たり【　】ランドとなり、不当廉売差額率についても 18.1％であった。

２－３－６　結論

---

[80] デルタ（南ア）８月３日付回答書調査項目Ｄ及び添付書類Ｄ
[81] デルタ（南ア）８月３日付回答書調査項目Ｅ及び添付書類Ｅ
[82] デルタ（南ア）８月３日付回答書調査項目Ｄ及び添付書類Ｄ
[83] 協定 2.2.1
[84] 【貿易条件】: INCOTERMS 2000
[85] 【貿易条件】: INCOTERMS 2000
[86] 現地調査において修正された数値を使用した。デルタ（南ア）現地調査報告書証拠書類 39
[87] 【控除した費用の扱いに関する説明】
[88] デルタ（南ア）８月３日付回答書調査項目Ｄ及び添付書類Ｄ
[89] 【控除した費用の扱いに関する説明】
[90] デルタ（南ア）８月３日付回答書調査項目Ｃ及び添付書類Ｃ

(85)　以上により、不当廉売された南アフリカ共和国を原産地とするＥＭＤの輸入の事実が認められ、このうち、不当廉売されたデルタ（南ア）を供給者とするＥＭＤの輸入の事実も認められた。

２－４ オーストラリア

２－４－１　オーストラリアの供給者、調査対象貨物及び同種の貨物

(86)　オーストラリア所在の供給者２者に対して供給者に対する質問状を送付したところ、デルタ（豪）から、自社で生産したＥＭＤに関し、調査対象期間に、【本邦向けに輸出したグレード】の製品型番【　】を【　】件及び製品型番【　】を【　】件、本邦に輸出[91]していた旨の回答があった[92]が、もう１者であるハイテック・エナジー・リミテッド（HITEC ENERGY LTD.）（以下「ハイテック」という。）からは回答がなかった[93]。また、オーストラリアにおけるＥＭＤの生産者については、デルタ（豪）のみと特定することはできなかったことから、オーストラリアを供給国として指定することとし、そのうちデルタ（豪）については供給者として指定することとした[94]。

(87)　同種の貨物である同一製品型番【　】及び同一製品型番【　】について、輸出国における国内販売はなかったが、第三国への輸出取引はあった。

２－４－２　通貨の換算

(88)　調査対象貨物と同種の貨物との価格比較のために通貨単位の変換が必要であるため、供給者から提出された証拠に記載された為替レートに基づいてオーストラリアの通貨単位であるオーストラリア・ドルに換算した。

２－４－３　正常価格

(89)　製品型番【　】及び製品型番【　】について、実際の商取引で使用されている第三国輸出販売価格を検討した。

(90)　製品型番【　】の第三国輸出先としては、【本邦以外の国】があったが、【本邦以外の国】向けの数量が最大であり比較可能な代表的な価格であることから、【本邦以外の国】向けの輸出販売価格を正常価格とすることとした[95]。

(91)　製品型番【　】の【本邦以外の国】向け輸出取引に関して、構成価格のうち全てのコ

---

[91] 【デルタ（豪）が行った販売の一部に関する説明】（デルタ（豪）８月３日付回答書調査項目Ａ．1.（9））
[92] デルタ（豪）８月３日付回答書調査項目Ｃ及び添付書類Ｃ
[93] 調査当局からの回答の督促にもかかわらず、ハイテックからは回答がなかったため、ハイテックに係る不当廉売された貨物の輸入の事実については、調査当局は知ることができた事実により決定（ガイドライン 11.及び協定 6.8）することとした。なお、輸入者から提出された証拠の中にも、ハイテックの本邦へのＥＭＤ輸出の事実の有無に関する情報はなかった。
[94] 協定 9.2
[95] デルタ（豪）10 月５日付回答書添付書類⑨（平成 19 年 10 月５日付け調査項目Ｄ差替版）

ストから輸送費及び財務費用を除いて算出した原価[96]と、【本邦以外の国】向け輸出取引の取引価格から【原価割れ販売の有無を確認するために、輸出取引価格から控除すべき費用】を控除した価格[97]とを比較して、原価割れ販売の有無を確認したところ、原価割れ取引数量は相当な量[98]ではないことから、正常価格の算出の際には、これらの取引を除外しなかった。

(92)　製品型番【　】に関して、公正な価格比較を行うため、【本邦以外の国】向け輸出取引の契約条件はすべて「【貿易条件】」であったことから、各輸出取引の取引価格から【正常価格を算定するために控除すべき費用】を控除[99]し、加重平均したところ、正常価格は１キログラム当たり【　】オーストラリア・ドルとなった[100]。

(93)　製品型番【　】の第三国輸出先としては、【本邦以外の国】があったが、【本邦以外の国】向けの数量が最大であり比較可能な代表的な価格であることから、【本邦以外の国】向けの輸出販売価格を正常価格とすることとした[101]。

(94)　製品型番【　】の【本邦以外の国】向け輸出取引に関して、構成価格のうち全てのコストから輸送費及び財務費用を除いて算出した原価[102]と、【本邦以外の国】向け輸出取引の取引価格から【原価割れ販売の有無を確認するために、輸出取引価格から控除すべき費用】を控除した価格[103]とを比較して、原価割れ販売の有無を確認したところ、原価割れ取引数量は相当な量[104]ではないことから、正常価格の算出の際には、これらの取引を除外しなかった。

(95)　製品型番【　】に関して、公正な価格比較を行うため、【本邦以外の国】向け輸出取引の契約条件はすべて「【貿易条件】」であったことから、各輸出取引の取引価格から【正常価格を算定するために控除すべき費用】を控除[105]し、加重平均したところ、正常価格は１キログラム当たり【　】オーストラリア・ドルとなった[106]。

２－４－４　本邦向け輸出取引価格

(96)　製品型番【　】に関して、調査対象期間に行われた【　】件の本邦向け輸出取引について、契約条件はすべて「【貿易条件】[107]」であった。公正な価格比較を行うため、各輸出取引の取引価格から【正常価格との比較を公正に行うために控除すべき費用】[108]を控除[109]し、加重平均したところ、本邦向け輸出取引価格は１キログラム当たり【　】オー

---

[96] デルタ（豪）現地調査報告書提出資料番号 54
[97] デルタ（豪）10 月 5 日付回答書添付書類⑨（平成 19 年 10 月 5 日付け調査項目 D 差替版）
[98] 協定 2.2.1
[99] 【控除した費用の扱いに関する説明】
[100] デルタ（豪）10 月 5 日付回答書添付書類⑨（平成 19 年 10 月 5 日付け調査項目 D 差替版）
[101] デルタ（豪）10 月 5 日付回答書添付書類⑨（平成 19 年 10 月 5 日付け調査項目 D 差替版）
[102] デルタ（豪）現地調査報告書提出資料番号 54
[103] デルタ（豪）10 月 5 日付回答書添付書類⑨（平成 19 年 10 月 5 日付け調査項目 D 差替版）
[104] 協定 2.2.1
[105] 【一部の取引に係る証拠書類の取扱に関する説明】。また、【控除した費用の扱いに関する説明】。
[106] デルタ（豪）10 月 5 日付回答書添付書類⑨（平成 19 年 10 月 5 日付け調査項目 D 差替版）
[107] 【貿易条件】: INCOTERMS 2000
[108] デルタ（豪）現地調査報告書提出資料番号 15
[109] 【控除した費用の扱いに関する説明】

ストラリア・ドルとなった[110]。

(97)　製品型番【　】に関して、調査対象期間に行われた【　】件の本邦向け輸出取引について、契約条件はすべて「【貿易条件】」であった。公正な価格比較を行うため、各輸出取引の取引価格から【正常価格との比較を公正に行うために控除すべき費用】[111]を控除[112]し、加重平均をしたところ、本邦向け輸出取引価格は1キログラム当たり【　】オーストラリア・ドルとなった[113]。

2－4－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率

(98)　不当廉売差額は、「2－4－3 **正常価格**」において算出した正常価格と「2－4－4 **本邦向け輸出取引価格**」において算出した輸出取引価格の差額とし、製品型番毎に算出したところ、製品型番【　】については1キログラム当たり【　】オーストラリア・ドル、製品型番【　】については1キログラム当たり【　】オーストラリア・ドルとなり、加重平均をしたところ、不当廉売差額は1キログラム当たり【　】オーストラリア・ドルとなった。次に、不当廉売差額を輸出取引価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、製品型番【　】については【2%以上の数値】、製品型番【　】については【2%以上の数値】となった。これらを加重平均すると40.7%となり、僅少ではなかった。

(99)　以上により、オーストラリア及びデルタ（豪）の不当廉売差額はいずれも1キログラム当たり【　】オーストラリア・ドルとなり、不当廉売差額率についても40.7%であった。

2－4－6　結論

(100)　以上により、不当廉売されたオーストラリアを原産地とするＥＭＤの輸入の事実が認められ、このうち、不当廉売されたデルタ（豪）を供給者とするＥＭＤの輸入の事実も認められた。

2－5 中華人民共和国

2－5－1　中華人民共和国の供給者

(101)　中華人民共和国所在の供給者37者に対して供給者に対する質問状を送付したところ、紅星大龍及び紅星進出口、広州住友商事有限公司（以下「広州住友商事」という。）、【中華人民共和国を原産とする調査対象貨物の供給者名】から回答があり、このうちＥＭＤ生産者は紅星大龍のみで、他の3者は輸出者[114]であった。輸入者からの回答から中華人民共和国におけるＥＭＤの供給者は、回答のあった4者以外にも存在する事実が確認できたものの、すべての供給者を特定することは実行可能ではなかったことから、中華人

---

[110] デルタ（豪）10月5日付回答書添付書類⑧（平成19年10月5日付け調査項目C差替版）
[111] デルタ（豪）現地調査報告書提出資料番号15
[112] 【控除した費用の扱いに関する説明】
[113] デルタ（豪）10月5日回答書添付書類⑧（平成19年10月5日付け調査項目C差替版）
[114] 【中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の供給者名】が本邦に輸出するＥＭＤについては全てサンプル取引であると認めた。

民共和国を供給国として指定することとした。輸出者のうち、紅星進出口が本邦に輸出するＥＭＤの全量が紅星大龍で生産されていた[115]。広州住友商事が本邦に輸出するＥＭＤは、【中華人民共和国を原産とする調査対象貨物の生産者名】で生産されていた[116]。不当廉売差額については、パラグラフ（40）のとおり、輸出者ではなく生産者毎に算出することとしたことから、紅星大龍については供給者として指定することとした[117]。

2－5－2　紅星大龍

2－5－2－1　調査対象貨物及び同種の貨物

（102）　紅星大龍は、自社で生産したＥＭＤに関し、調査対象期間に、【ＥＭＤを原料とする製品】製造の原料となる【本邦向けに輸出した製品型番】を【　】件、【ＥＭＤを原料とする製品】の原料となる【本邦向けに輸出した製品型番】を【　】件、紅星進出口を通して本邦に向けて輸出していた[118]。

（103）　【紅星大龍が本邦に輸出した製品型番】及び【紅星大龍が本邦に輸出した製品型番】について、代替国である【当局が適切と判断した国】において、同一グレードの同種の貨物【の取引状況】。

2－5－2－2　通貨の換算

（104）　価格比較のための通貨単位の変換に関し、提出された証拠から換算できる正常価格と輸出取引価格で共通の通貨単位はないことから、法第 4 条の 7 に規定する外国為替相場の年間平均値を用いて円に換算した。

2－5－2－3　正常価格

（105）　【紅星大龍が本邦に輸出した型番のＥＭＤと同種の貨物】及び【紅星大龍が本邦に輸出した型番のＥＭＤと同種の貨物】に関し、代替国において実際の商取引で使用されている代替国第三国輸出価格を用いて正常価格を算出した。

（106）　代替国における【紅星大龍が本邦に輸出した型番のＥＭＤと同種の貨物】の第三国向け輸出取引に関して、構成価格のうち全てのコストから輸送費及び財務費用を除いて算出した原価と、第三国向け輸出取引の取引価格から【原価割れ販売の有無を確認するために、輸出取引価格から控除すべき費用】を控除した価格とを比較して、原価割れ販売の有無を確認したところ、原価割れ取引数量は相当な量[119]であることから、正常価格の算出の際には、これらの取引を除外した。

---

[115] 紅星大龍及び紅星進出口 8 月 13 日付回答書調査項目Ａ１．Ⅳ．2．(1)
[116] 広州住友商事 7 月 4 日付回答書調査項目Ａ３．
[117] 協定 9.2
[118] 紅星大龍及び紅星進出口 8 月 13 日付回答書調査項目Ａ１．Ⅳ．2．(1) 及び調査項目Ｃ及び添付資料Ｃ①日本向け輸出
[119] 協定 2.2.1

(107)　公正な価格比較を行うため、当該第三国輸出取引の契約条件はすべて「【貿易条件】[120]」であったことから、各輸出取引の契約条件に応じて各輸出取引価格から【正常価格を算定するために控除すべき費用】を控除し、加重平均したところ、正常価格は１キログラム当たり【　】円となった。

(108)　代替国における【紅星大龍が本邦に輸出したＥＭＤの同種の貨物】の第三国向け輸出取引に関して、構成価格のうち全てのコストから輸送費及び財務費用を除いて算出した原価と、第三国向け輸出取引の取引価格から【原価割れ販売の有無を確認するために、輸出取引価格から控除すべき費用】を控除した価格とを比較して、原価割れ販売の有無を確認したところ、原価割れ取引数量は相当な量[121]であることから、正常価格の算出の際には、これらの取引を除外した。

(109)　公正な価格比較を行うため、当該輸出取引の契約条件はすべて「【貿易条件】」であったことから、各輸出取引の取引価格から【正常価格を算定するために控除すべき費用】を控除し、加重平均したところ、正常価格は１キログラム当たり【　】円となった。

2－5－2－4　本邦向け輸出取引価格

(110)　【紅星大龍が本邦に輸出した製品型番】に関して、調査対象期間に行われた【　】件の本邦向け輸出取引について、契約条件はすべて「【貿易条件】[122]」であった。公正な価格比較を行うため、各輸出取引の取引価格から【正常価格との比較を公正に行うために控除すべき費用】を控除し、加重平均をしたところ、本邦向け輸出取引価格は１キログラム当たり【　】円となった[123]。

(111)　【紅星大龍が本邦に輸出した製品型番】に関して、調査対象期間に行われた【　】件の本邦向け輸出取引について、契約条件はすべて「【貿易条件】」であった。公正な価格比較を行うため、各輸出取引の取引価格から【正常価格との比較を公正に行うために控除すべき費用】[124][125]を控除し、加重平均をしたところ、本邦向け輸出取引価格は１キログラム当たり【　】円となった[126]。

2－5－2－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率

(112)　不当廉売差額は、「2－5－2－3 正常価格」において算出した正常価格と「2－5－2－4 本邦向け輸出取引価格」において算出した輸出取引価格の差額とし、グレード毎に算出したところ、【紅星大龍が本邦に輸出した製品型番】は１キログラム当たり【　】円、【紅星大龍が本邦に輸出した製品型番】は１キログラム当たり【　】円となった。次に、

---

[120] 【貿易条件】: INCOTERMS 2000
[121] 協定 2.2.1
[122] 【貿易条件】: INCOTERMS 2000
[123] 紅星大龍及び紅星進出口 8 月 13 日付回答書調査項目Ｃ及び添付書類Ｃ①日本向け輸出
[124] 紅星大龍及び紅星進出口 8 月 13 日付回答書調査項目Ｃ及び添付書類Ｃ①日本向け輸出、10 月 11 日付回答書附属書類 22（【当該資料の内容】）、現地調査報告書資料番号 42（【当該資料の内容】）
[125] 紅星大龍及び紅星進出口現地調査報告書資料番号 42
[126] 紅星大龍及び紅星進出口 8 月 13 日付回答書調査項目Ｃ及び添付書類Ｃ①日本向け輸出、紅星大龍及び紅星進出口現地調査報告書資料番号 24 及び 42（通貨換算）

不当廉売差額を輸出取引価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、【紅星大龍が本邦に輸出した製品型番】については【2%以上の数値】、【紅星大龍が本邦に輸出した製品型番】については【2%以上の数値】となった。これらを加重平均すると 42.7%となり、僅少ではなかった。

2－5－2－6　　結論

(113)　以上により、不当廉売された紅星大龍を生産者とするＥＭＤの輸入の事実が認められた。

2－5－3　その他の中華人民共和国の生産者

2－5－3－1　　調査対象貨物及び同種の貨物

(114)　紅星大龍以外の中華人民共和国の生産者（以下「その他の中国生産者」という。）又は輸出者のうち、供給者に対する質問状に回答した供給者で、かつ、その他の中国生産者の生産した貨物を本邦に向けて輸出[127]している供給者は広州住友商事のみであった。したがって、紅星大龍以外の中華人民共和国の生産者についての不当廉売された貨物の輸入の事実は、広州住友商事からの証拠及び知ることができた事実に基づいて決定[128]することとした。

(115)　広州住友商事は、調査対象期間に、【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番】を【　】件、【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番】を【　】件、本邦に輸出していた[129]【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番のＥＭＤの代替国における取引の内容を踏まえた同種の貨物に関する特定】

2－5－3－2　　通貨の換算

(116)　価格比較のための通貨単位の変換に関し、提出された証拠から換算できる共通の通貨単位はないことから、法第 4 条の 7 に規定する外国為替相場の年間平均値を用いて円に換算した。

2－5－3－3　　正常価格

(117)　代替国における取引実態を踏まえ、【広州住友商事が本邦に輸出した型番のＥＭＤと同種の貨物】については実際の商取引で使用されている代替国第三国輸出価格を、【広州住友商事が本邦に輸出した型番のＥＭＤと同種の貨物】については代替国構成価格を用いて正常価格を算出した。

(118)　【広州住友商事が本邦に輸出した型番のＥＭＤと同種の貨物】については、「2－5－2

[127] 【中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の供給者名】が本邦に輸出するＥＭＤについては全てサンプル取引であると認めた。
[128] ガイドライン 11.及び協定 6.8
[129] 広州住友商事回答書調査項目Ｆ及び CD-R 調査項目Ｆ様式(1)～(20-4)

－3　正常価格」で算出した代替国第三国輸出価格である１キログラム当たり【　】円を正常価格とした。

(119)　【広州住友商事が本邦に輸出した型番のＥＭＤと同種の貨物】については、代替国における製品型番【　】の構成価格として、生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費に適切な利潤を加えて正常価格を算出したところ１キログラム当たり【　】円となった。

2－5－3－4　本邦向け輸出取引価格

(120)　【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番】に関して、調査対象期間に行われた【　】件の本邦向け輸出取引について、契約条件は【貿易条件】であったことから、公正な価格比較を行うため、各輸出取引の輸出販売価格から広州住友商事の【正常価格との比較を公正に行うために控除すべき費用】[130][131][132][133]及び増値税額[134]（輸出還付額分を考慮）を減算し、加重平均をしたところ、本邦向け輸出取引価格は１キログラム当たり【　】円となった。

(121)　【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番】に関して、調査対象期間に行われた【　】件の本邦向け輸出取引について、契約条件は【貿易条件】であったことから、公正な価格比較を行うため、各輸出取引の輸出販売価格から広州住友商事の【正常価格との比較を公正に行うために控除すべき費用】[135][136][137][138]及び増値税額[139]（輸出還付額分を考慮）を減算し、加重平均をしたところ、本邦向け輸出取引価格は１キログラム当たり【　】円となった。

2－5－3－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率

(122)　不当廉売差額は、「2－5－3－3　正常価格」において算出した正常価格と「2－5－3－4　本邦向け輸出取引価格」において算出した輸出取引価格の差額として算出したところ、【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番】は１キログラム当たり【　】円、【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番】は１キログラム当たり【　】円となった。次に、不当廉売差額を輸出取引価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番】は【2%以上の数値】となり、【広州住友商事が本邦に輸出した製品型番】は【2%以上の数値】となった。これらを加重平均すると 73.8%となり、僅少ではなかった。

2－5－3－6　結論

---

130 広州住友商事回答書調査項目Ｆ及び CD-R 調査項目Ｆ様式(1)～(20-4)
131 【利害関係者の回答書】
132 【利害関係者の回答書】
133 【　】
134 中華人民共和国増値税暫定条例（中華人民共和国国務院令第 134 号）
135 広州住友商事回答書調査項目Ｆ及び CD-R 調査項目Ｆ様式(1)～(20-4)
136 【利害関係者の回答書】
137 【利害関係者の回答書】
138 【　】
139 中華人民共和国増値税暫定条例（中華人民共和国国務院令第 134 号）

(123)　以上により、不当廉売されたその他の中国生産者のＥＭＤの輸入の事実が認められた。

２－５－４　結論

(124)　以上により、不当廉売された中華人民共和国を原産地とするＥＭＤの輸入の事実が認められ、このうち、不当廉売された紅星大龍を供給者とするＥＭＤの輸入の事実も認められた。

２－６ スペイン

２－６－１　スペインの供給者、調査対象貨物及び同種の貨物

(125)　スペイン所在の供給者３者に対して供給者に対する質問状を送付したところ、ＥＰ及びＣＩの２者から一括[140]して、ＣＩは、ＥＰで生産した【ＥＰ及びＣＩが本邦向けに輸出した製品型番】を調査対象期間に【　】件、本邦に輸出していた旨の回答[141]があった。なお、スペインにおけるＥＭＤの生産者については、ＥＰ及びＣＩのみとは特定できなかったことから、スペインを供給国として指定することとし、そのうちＥＰ及びＣＩについては供給者として指定することとした[142]。

(126)　同種の貨物である同一グレードの製品型番【　】について、輸出国における国内販売はなかったが、第三国への輸出取引はあった。[143]

２－６－２　通貨の換算

(127)　調査対象貨物と同種の貨物との価格比較のために通貨単位の変換が必要であるため、供給者から提出された証拠に記載された為替レートに基づいて欧州連合の通貨単位であるユーロに換算した。

２－６－３　正常価格

(128)　製品型番【　】について、実際の商取引で使用されている第三国輸出販売価格を検討した。

(129)　製品型番【　】のＥＭＤについて第三国への輸出を確認したところ、【本邦以外の国】向け輸出取引があったことから、【本邦以外の国】向け輸出取引を用いて正常価格を算出した。

(130)　製品型番【　】の【本邦以外の国】向け輸出取引に関して、構成価格のうち全てのコ

---

[140] ＥＰとＣＩとの関係については、両社の株主構成やＥＭＤの生産及び販売体制から両社を一体として不当廉売された貨物の輸入の事実に関する検討を行うこととした。なお、セラヤ・エンパランサ・イ・ガルドス・エス・エイ（Celaya Emparanza y Galdós　S. A.）は電池製造者でありＥＭＤの生産及び本邦への輸出は行っていない旨記載されていた。（ＥＰ及びＣＩ８月３日付回答書Ｅ．Ⅱ．1.）

[141] ＥＰ及びＣＩ10月５日付回答書8.(d)及び別紙Ｃ1(4)

[142] 協定9.2

[143] ＥＰ及びＣＩ８月３日付回答書A.6.(1)

ストとして算出した原価[144]と、【本邦以外の国】向け輸出取引の取引価格から【原価割れ販売の有無を確認するために、輸出取引価格から控除すべき費用】[145]を控除した価格とを比較して、原価割れ販売の有無を確認[146]したところ、原価割れ取引はなかった。

(131)　公正な価格比較を行うため、【本邦以外の国】向け輸出取引の契約条件はすべて「【貿易条件】[147]」であったことから、各輸出取引の取引価格から【正常価格を算定するために控除すべき費用】[148]、を控除し、加重平均したところ、正常価格は1キログラム当たり【　】ユーロとなった[149]。

2－6－4　本邦向け輸出取引価格

(132)　調査対象期間の【　】件の本邦向け輸出取引について、契約条件はすべて「【貿易条件】」であったことから、公正な価格比較を行うため、各輸出取引の取引価格から【正常価格との比較を公正に行うために控除すべき費用】[150][151]を控除し、加重平均をしたところ、本邦向け輸出取引価格は1キログラム当たり【　】ユーロとなった[152][153]。

2－6－5　不当廉売差額及び不当廉売差額率

(133)　不当廉売差額は、「2－6－3 正常価格」において算出した正常価格と「2－6－4 本邦向け輸出取引価格」において算出した輸出取引価格の差額を算出したところ、1キログラム当たり【　】ユーロとなった。次に、不当廉売差額を輸出取引価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、16.9%となり、僅少ではなかった。

(134)　以上により、スペイン、ＥＰ及びＣＩの不当廉売差額はいずれも1キログラム当たり【　】ユーロとなり、不当廉売差額率は16.9%であった。

2－6－6　結論

(135)　以上により、不当廉売されたスペインを原産地とするＥＭＤの輸入の事実が認められ、このうち、不当廉売されたＥＰ及びＣＩを供給者とするＥＭＤの輸入の事実も認められた。

2－7 不当廉売された貨物の輸入の事実に関する結論

(136)　以上により、不当廉売された南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及

---

[144] ＥＰ及びＣＩ8月7日付回答書調査項目Ｅ及び別紙ＥⅢ、ＥⅡ3(3)（【特定の費用項目】）、ＥＰ及びＣＩ現地調査報告書証拠書類24（【特定の原材料】）
[145] 【控除した費用の扱いについての説明】
[146] 協定2,2,1
[147] 【貿易条件】: INCOTERMS 2000
[148] 【控除した費用の扱いについての説明】
[149] ＥＰ及びＣＩ10月5日付回答書14及び別紙C1(4)
[150] 【控除した費用の扱いについての説明】
[151] 【控除した費用の扱いについての説明】
[152] ＥＰ及びＣＩ10月5日付回答書8.(d)及び別紙C1(4)
[153] パラグラフ（217）から（222）により、輸出者と輸入者は連合していないものとした。(政令第3条)

びスペインを原産地とするＥＭＤの輸入の事実が認められた。

3　本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

3－1 総論

3－1－1　不当廉売された貨物

(137)　「2 不当廉売された貨物の輸入の事実」のとおり、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペインを原産地とする調査対象貨物について、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討した。

3－1－2　同種の貨物

(138)　損害の決定は、実証的な証拠に基づき、（ａ）ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響並びに（ｂ）ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う[154]こととされている。そこで、まず、本邦産業における当該輸入貨物と「同種の貨物」の範囲について、検討を行った。

(139)　「同種の貨物」とは、当該輸入貨物とすべての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似した性質を有する貨物をいう[155]。本邦において生産されたＥＭＤには、マンガン一次電池の原料となるＥＭＤ、アルカリ一次電池の原料となるＥＭＤ、リチウム一次電池の原料となるＥＭＤ、フェライト製造材料となるＥＭＤ及びそれら以外の用途で使用されるＥＭＤが存在した[156]が、このうち「同種の貨物」の範囲について、物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格、用途及び貿易統計上の分類から総合的に検討した。なお、本邦の生産者の回答において、ＣＭＤ及びＮＭＤを生産している事実は認められなかった。

3－1－2－1　物理的・化学的特性

(140)　当該輸入貨物は、電解工程を経て製造された二酸化マンガンであり、化学的特性としては、二酸化マンガン（MnO2）の含有率が 91%以上となるよう純度が高められており、水素イオン指数（pH）が 3.5 から 7.5 の範囲のものであった。本邦において生産されたＥＭＤもすべて同様の化学的特性を有していた。なお、pH の違いは、「3－1－2－2 製造工程」のとおり製造工程の最終段階における調整により生じるものであり、当該輸入貨物と本邦において生産されたＥＭＤとを区別する化学的特性の違いではない。

(141)　また、物理的特性としては、当該輸入貨物は、粉末状、数センチメートルの板状又は数ミリメートルから数センチメートルの大きさの塊状をした灰黒色の物質である。本邦

---

[154] 協定 3.1
[155] 協定 2.6
[156] 本邦の生産者回答書（調査項目 A-3）

において生産されたＥＭＤもすべて同様の形状を有していた。また、当該輸入貨物の結晶構造はガンマ結晶構造である。本邦において生産されたＥＭＤの結晶構造は、ガンマ結晶構造の他にベータ結晶構造を有するＥＭＤもあった。なお、ベータ結晶構造については、ガンマ結晶構造のＥＭＤに焼成工程を行うことによって生じる変化であるが、本工程は「3－1－2－2 製造工程」のとおり、大部分の共通した製造工程の後に行われる軽微な一工程に過ぎない。

(142)　以上により、当該輸入貨物と本邦において生産されたＥＭＤでは、一部結晶構造が異なるＥＭＤがあるが、大部分は物理的・化学的特性が共通していた。

3－1－2－2　製造工程

(143)　当該輸入貨物は、原材料となるマンガン（MnO_2）鉱石、炭酸マンガン（$MnCO_3$）の鉱石又は鉱粉を【所要の加工工程を経】た後、電解工程（電気分解を行うための電解槽や電解溝などに極板を挿入し、その極板に電気分解されたマンガン加工物を付着させ、剥離する）を経て洗浄し、粗砕し、【その他所要の加工工程を経て】製造されていた。また、pH、不純物除去及び粒子の細かさ等が顧客からの要求、仕様に応じて調整された当該輸入貨物もあった[157]。

(144)　本邦において生産されたＥＭＤも、すべてについて概ね上記と同じ工程で製造されており、pH 値の調整を行わないＥＭＤ、電解工程の後に焼成工程を経るＥＭＤもあった。なお、本邦において生産されたＥＭＤも、顧客からの要求、仕様に応じて pH 値、不純物除去及び粒子の細かさ等が調整されたものがあった[158]。

(145)　以上により、当該輸入貨物と本邦において生産されたすべてのＥＭＤは、大部分の製造工程が共通していた。

3－1－2－3　流通経路

(146)　当該輸入貨物の流通経路は、生産者が販売代理店等を介して最終ユーザーに販売している場合と、生産者が直接最終ユーザーに販売している場合に大別できる[159]。本邦において生産されたすべてのＥＭＤも、販売代理店等を介する場合と直接販売している場合に大別できる[160]。以上により、当該輸入貨物と本邦において生産されたすべてのＥＭＤの流通経路は共通していた。

3－1－2－4　価格

(147)　当該輸入貨物は、ＥＭＤのグレードに応じた価格で取引が行われていた。本邦において生産されたＥＭＤについても、マンガン一次電池の原料となるＥＭＤ、アルカリ一次電池の原料となるＥＭＤ、リチウム一次電池の原料となるＥＭＤ、フェライト製造材料

---

[157] 調査対象貨物の供給者回答書（調査項目 A-6(2)）
[158] 本邦の生産者回答書（調査項目 A-5）
[159] 調査対象貨物の供給者回答書（調査項目 A-3）
[160] 本邦の生産者回答書（調査項目 A-8）

となるＥＭＤ及びそれら以外の用途で使用されるＥＭＤのそれぞれに応じた価格で取引が行われていた。以上により、当該輸入貨物と本邦において生産されたすべてのＥＭＤの価格体系は共通していた。

3－1－2－5　用途

(148)　当該輸入貨物は、主にマンガン一次電池及びアルカリ一次電池の製造原料として使用されていた。なお、産業上の使用者からは、マンガン一次電池及びアルカリ一次電池の他にリチウム二次電池の製造原料に使用した旨の回答もあった。

(149)　本邦において生産されたＥＭＤは、マンガン一次電池、アルカリ一次電池、リチウム一次電池に加えて、空気亜鉛電池、オキシライド乾電池、フェライト、医薬品、触媒の製造原料に使用されていた。本邦において生産されたＥＭＤのうち、約 98%が乾電池の製造原料として使用されていた[161]。

(150)　以上により、当該輸入貨物と本邦において生産されたＥＭＤは、大部分は用途が共通していた。

3－1－2－6　貿易統計上の分類

(151)　当該輸入貨物は輸入統計品目番号 2820.10-000（二酸化マンガン）に分類され、本邦において生産されたＥＭＤもすべて同じ統計品目番号（二酸化マンガン）に分類される。

3－1－2－7　結論

(152)　上記のとおり、本邦において生産されたＥＭＤは、当該輸入貨物と基本的な物理的・化学的特性、製造工程、流通経路及び用途に関してすべての点で共通しており、一部に異なる点があるものの、総合的に勘案すると、極めて類似していることから、本邦において生産されたすべてのＥＭＤを同種の貨物とした。

3－1－3　本邦の産業

(153)　利害関係者から提出された証拠から、本邦においてＥＭＤを生産しているのは、東ソー日向株式会社（以下「東ソー日向」という。）及び三井金属鉱業株式会社（以下「三井金属鉱業」という。）の 2 者であった。これら 2 者が本邦で生産するＥＭＤの本邦におけるＥＭＤの総生産高に占める生産高の割合は 100%[162]となったことから、東ソー日向及び三井金属鉱業の 2 者を本邦の産業[163]とした。（「表 7 本邦の産業の状況（平成 18 年度）」参照）

(154)　なお、申請者である東ソー日向及び東ソー株式会社の関係について検討したところ、東ソー株式会社は、ＥＭＤを生産していないが、東ソー日向の株式を 100%所有している。また、東ソー日向が生産するＥＭＤの生産管理を東ソー株式会社が行っており、東

[161] 産業上の使用者回答書（別記様式 1）
[162] ガイドライン」5.(1)、協定 4.1
[163] 政令第 4 条第 1 項

ソー日向の生産したＥＭＤを東ソー株式会社が販売していたことから、東ソー株式会社が東ソー日向を実質的に支配しているとして、当該２者を企業集団とみなし、本邦の生産者とした（以下、東ソー株式会社及び東ソー日向の企業集団を「東ソー」[164]という。）。

（155）　東ソー及び三井金属鉱業の２者について、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はなかった。また、【当該２者が政令第４条第２項に該当するか否かを確認したところ、】[165][166]本邦の生産者に該当すると判断[167]した。

（156）　以上により、本邦の産業は、東ソー及び三井金属鉱業の２者とした。

表 7 本邦の産業の状況（平成 18 年度）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		【政令第４条第２項該当の有無】	申請に対する支持の状況
東ソー	【　】MT	【　】％	【　】	申請者[168]
三井金属鉱業	【　】MT	【　】％	【　】	反対の表明無し[169]
合　計	【　】MT	100.0％		

（出所）本邦の生産者回答書（一般的説明に関する回答、調査項目Ｂ及びＣ）

３－１－４　累積的な評価

（157）　不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの適否について、①同時に複数の供給国が調査対象となっていること、②各国からの輸入にかかる不当廉売価格差が僅少ではないこと、③各国からの輸入数量が無視できないこと、④輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること、について検討[170]した。

３－１－４－１　当該輸入貨物の供給国からの不当廉売差額及び輸入量

（158）　調査対象供給国は、南アフリカ共和国、オーストラリア連邦、中華人民共和国及びスペインであり、複数の供給国が調査対象である。

（159）　各供給国からの輸入に係る不当廉売による正常価格との価格差は、「２－３－５ **不当廉売差額及び不当廉売差額率**」、「２－４－５ **不当廉売差額及び不当廉売差額率**」、「２－５－２－５ 不当廉売差額及び不当廉売差額率」、「２－５－３－５ 不当廉売差額及び不当廉売差額率」及び「２－６－５ **不当廉売差額及び不当廉売差額率**」のとおり、輸出取引価格に対する百分率によって表示した場合、いずれも 2%を超えており、僅少ではない。

---

[164] 以降の記述における企業集団としての東ソーは、１者として計上している。
[165] 政令第４条第２項
[166] 三井金属鉱業回答書（調査項目Ｂ及びＣ）
[167] 政令第４条第２項
[168] 東ソー回答書（一般的説明に関する回答）
[169] 三井金属鉱業回答書（一般的説明に関する回答）
[170] 協定 3.3

(160)　各供給国からの輸入数量は、「表 8 当該輸入貨物の輸入数量」のとおり、いずれも無視できない数量であった。

表 8 当該輸入貨物の輸入数量

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
当該輸入貨物の量		9,070MT	13,346MT	15,036MT
	対総輸入量	98.3%	99.2%	99.2%
南アフリカ共和国		2,531MT	4,701MT	2,654MT
	対総輸入量	27.4%	34.9%	17.5%
スペイン		30MT	880MT	2,600MT
	対総輸入量	0.3%	6.5%	17.2%
オーストラリア		1,083MT	4,896MT	5,671MT
	対総輸入量	11.7%	36.4%	37.4%
中華人民共和国		5,426MT	2,869MT	4,111MT
	対総輸入量	58.8%	21.3%	27.1%
(その他国からの輸入量)		154MT	111MT	124MT
	対総輸入量	1.7%	0.8%	0.8%
(総輸入量)		9,225MT	13,457MT	15,160MT

(出所) 財務省貿易統計[171]

3－1－4－2　不当廉売された輸入貨物と国内の同種の貨物との間の競争の状態

(161)　原産国が異なるＥＭＤの間の競争状態に関して、原産国間の代替性を本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者の回答を集計したところ、「表 9 原産国間の代替性（本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計)」のとおり、「わからない」との回答を除くと、代替性が「あり」又は「条件付きで、あり」との回答が大宗を占め、ある程度の競争状態にあることが認められた。

表 9 原産国間の代替性（本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計）

原産国	回答	回答の割合/国別組合せごと			
		南アフリカ共和国	オーストラリア	中華人民共和国	スペイン

[171] 財務省貿易統計（輸入統計品目番号 2820.10-000）には、調査対象貨物以外の二酸化マンガン（CMD、NMD 等）が含まれる可能性があるが、財務省貿易統計と輸入者回答を比較したところ、【調査対象貨物以外の貨物は無視し得る量であると判断し、】財務省貿易統計における輸入統計品目番号 2820.10-000 を調査対象貨物の輸入量として扱うこととした。

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	輸入者回答	ｶﾊﾞｰ率	輸入者回答	ｶﾊﾞｰ率	輸入者回答	ｶﾊﾞｰ率
調査対象貨物の供給国からの輸入量	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%
南アフリカ共和国からの輸入量	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%
オーストラリアからの輸入量	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%
スペインからの輸入量	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%
中華人民共和国からの輸入量	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%	【 】MT	【 】%

本邦	あり	14.0%	19.0%	21.4%	12.2%
	条件付きで、あり	23.3%	14.3%	38.1%	12.2%
	なし	2.3%	7.1%	2.4%	2.4%
	わからない	60.5%	59.5%	38.1%	73.2%
南アフリカ共和国	あり		8.1%	5.6%	5.9%
	条件付きで、あり		24.3%	22.2%	17.6%
	なし		5.4%	2.8%	2.9%
	わからない		62.2%	69.4%	73.5%
オーストラリア	あり			5.4%	5.6%
	条件付きで、あり			18.9%	8.3%
	なし			8.1%	8.3%
	わからない			67.6%	77.8%
中華人民共和国	あり				16.3%
	条件付きで、あり				7.0%
	なし				4.7%
	わからない				72.1%

（出所）本邦の生産者回答書（様式 A-4）、輸入者回答書（様式 A-4）及び産業上の使用者回答書（別記様式 4）[172]

(162)　「条件付きで、あり」との回答における条件の内容としては、大別すると、「不純物含有量などの品質水準や指定した仕様の達成」、「電池の設計仕様の変更」及び「価格」の３つが挙げられた。１つめの条件は、調査対象貨物の供給者及び本邦の生産者の両方が顧客の仕様に合わせて不純物含有量など品質の調整を行っていること[173]から、原産国間の代替性を否定するものではないことが認められた。残りの２つの条件は電池の設計仕様や価格次第でどの原産国のＥＭＤでも使用できることを示すものであり、むしろ原産国間で製品特性としての相違はないことを示すものと認められた。このことから、「条件付きで、あり」との回答は、実質的には原産国間の代替性を認める回答であると判断した。

(163)　なお、実際に、同一の用途に用いるＥＭＤを複数の原産国から購入している産業上の使用者が、代替性「あり」と回答していること[174]からも、原産国間の代替性は強く支持される。

(164)　次に、代替性について最も精通していると推測できる産業上の使用者について、各使用者の購入量に応じて、原産国間の代替性に係る回答を集計したところ、「表 10 原産国間の代替性（産業上の使用者）」のとおり、代替性が「あり」又は「条件付きで、あり」との回答が大宗を占めた。なお、「条件付きで、あり」との回答は、パラグラフ（162）、（219）、（220）及び（221）のとおり、原産国間の代替性を認める回答であると判断した。

表 10 原産国間の代替性（産業上の使用者）

原産国	回答	回答の割合/国別組合せごと

[172] 無回答を除いた有効回答を基に計上。
[173] 【調査対象貨物の供給者】（調査項目 A6-(2)）及び【本邦の生産者】回答書（調査項目 A-5）
[174] 【産業上の使用者】回答書（別記様式 4）

		南アフリカ共和国	オーストラリア	中華人民共和国	スペイン
本邦	あり	4.5%	36.2%	4.5%	0.0%
	条件付きで、あり	80.0%	30.8%	85.9%	30.9%
	なし	0.0%	16.0%	0.0%	0.0%
	わからない	15.4%	17.0%	9.5%	69.1%
南アフリカ共和国	あり		28.2%	0.0%	0.0%
	条件付きで、あり		32.8%	61.1%	29.5%
	なし		16.0%	0.0%	0.0%
	わからない		21.8%	37.5%	69.1%
オーストラリア	あり			0.0%	0.0%
	条件付きで、あり			61.1%	29.5%
	なし			0.0%	0.0%
	わからない			37.8%	69.1%
中華人民共和国	あり				0.0%
	条件付きで、あり				29.8%
	なし				0.2%
	わからない				70.0%

（出所）産業上の使用者回答書（別記様式 4）[175]

（165）　以上により、原産国が異なるＥＭＤの間には一定の代替性があり、競争状態にあると判断した。したがって、当該輸入貨物相互の競争状態及び当該輸入貨物と国内の同種の貨物との間の競争状態に照らし、輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当である。

3－1－4－3　結論

（166）　以上により、当該輸入貨物の供給国である南アフリカ共和国、オーストラリア、スペイン及び中華人民共和国からの当該輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価[176]することとした。

3－2 不当廉売された貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響

3－2－1　不当廉売された貨物の輸入の増加

（167）　当該輸入貨物の輸入の絶対量の変化をみると、「表 11 当該対象貨物の輸入の絶対量の変化」のとおり、調査対象期間を通じて常に前年度を上回り、平成 18 年度は平成 16 年度と比較して＋65.8％と、著しい増加を示した。

表 11 当該対象貨物の輸入の絶対量の変化

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
供給国合計	9,070MT	13,346MT	15,036MT

（出所）財務省貿易統計

[175] 無回答を除いた有効回答を基に計上。
[176] 協定 3.3

(168)　当該輸入貨物の本邦の消費における相対的な変化をみると、「表 12 当該輸入貨物の本邦の消費における相対的変化」のとおり、調査対象期間を通じて、当該輸入貨物の占拠率が著しく増加するにつれて、本邦の産業の生産高は著しく減少した。

表 12 当該輸入貨物の本邦の消費における相対的変化

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【152】	【184】	【＋84 ポイント】
本邦において生産されたＥＭＤの占拠率	【100】	【75】	【60】	【▲40 ポイント】
当該輸入貨物の供給国以外の国からの輸入の占拠率	【100】	【74】	【89】	【▲11 ポイント】

（出所）財務省貿易統計、本邦の生産者回答書（様式 B）

3－2－2　本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響

(169)　当該輸入貨物の本邦内での取引価格と、本邦における同種の貨物の本邦内での取引価格を比較したところ、「表 13 当該輸入貨物と同種の貨物の国内取引価格」のとおり、当該輸入貨物の国内取引価格は本邦における同種の貨物の国内取引価格を著しく下回っている。当該輸入貨物の価格は上昇する傾向にある一方で、本邦の同種の貨物の価格は下落傾向にあり、両者の価格差は縮小しつつあるものの、平成 18 年度においてもその価格差は依然として著しい。

表 13 当該輸入貨物と同種の貨物の国内取引価格

[指数（平成 16 年度における本邦の同種の貨物＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
本邦の同種の貨物	【100】	【94】	【98】
当該輸入貨物	【64】	【71】	【74】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B）及び輸入者回答書（調査項目 D）

3－2－3　結論

(170)　以上のとおり、当該輸入貨物の輸入は絶対量において著しい増加を示した。同時に、本邦における同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る当該輸入貨物は、「表 12 当該輸入貨物の本邦の消費における相対的変化」のとおり相対的にも著しく増加し、一方で本邦における同種の貨物の相対的な消費はほぼ同程度減少しており、同時に本邦の同種の貨物の価格が下落傾向にあることから、当該輸入貨物が本邦における国内取引価格に影響を及ぼしたことが認められる。

3－3 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(171)　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投

資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価[177]した。

3－3－1　販売の低下

（172）　調査対象期間における本邦の産業の同種の貨物の販売量は、「表 14 本邦の産業の同種の貨物の販売量の推移」のとおり、調査対象期間を通じて一貫して減少し、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて【46 ポイント低下】と、著しく減少した。

表 14 本邦の産業の同種の貨物の販売量の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
販売量	【100】	【73】	【54】	【▲46 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B）

3－3－2　利潤の低下

（173）　平成 16 年度に黒字となっていた本邦の産業の営業利益は、「表 15 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、売上高の落ち込みを反映して、平成 17 年度に赤字に転じ、平成 18 年度は赤字幅が拡大した。また、経常利益については、調査対象期間中一貫して赤字となり、赤字幅が大幅に拡大した。

表 15 本邦の産業の利潤の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
売上高	【100】	【70】	【55】	【▲45 ポイント】
営業利益	【100】	【▲1,852】	【▲1,897】	正→負
経常利益	【▲100】	【▲516】	【▲543】	負→負

（出所）本邦の生産者回答書（様式 G-1）

3－3－3　生産高（生産量）の低下

（174）　本邦の産業の生産高は、「表 16 本邦の産業の生産高の推移」のとおり、調査対象期間を通じて大幅に減少し、平成 18 年度には平成 16 年度と比較して【49 ポイント低下】した。

表 16 本邦の産業の生産高の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度

[177] 協定 3.4

生産高	【100】	【78】	【51】	【▲49 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B）[178]

3－3－4　市場占拠率の低下

（175）　本邦の産業の同種の貨物の国内販売量が国内のＥＭＤの総販売量に占める割合は、「表 17 本邦の産業の市場占拠率の推移」のとおり、【平成 16 年度を 100 として、平成 17 年度は 75、平成 18 年度は 60】と、調査対象期間中一貫して低下した。

表 17 本邦の産業の市場占拠率の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
市場占拠率	【100】	【75】	【60】	【▲40 ポイント】

（出所）財務省貿易統計及び本邦の生産者[179]回答書（様式 B）

3－3－5　生産性の低下

（176）　本邦の産業の生産性は、「表 18 本邦の産業の生産性の推移」のとおり、本邦の産業の雇用者一人当たりの生産高を示す物的生産性は、平成 17 年度には前年度より上昇したものの、平成 18 年度は低下し、調査対象期間全般を通じて見れば【7 ポイント】低下した。他方、本邦の産業の生産額を本邦の産業の平均雇用人数で除した一人当たりの価値生産性については、調査対象期間を通して上昇又は一定の生産性を保っていた。

表 18 本邦の産業の生産性の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
物的生産性	【100】	【108】	【93】	【▲7 ポイント】
価値生産性	【100】	【109】	【110】	【＋10 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B 及び F-1）

3－3－6　投資収益の低下

（177）　本邦の産業の設備投資残高に対する営業利益の割合（率）は、「表 19 本邦の産業の投資収益の推移」のとおり、平成 17 年度にマイナスに転じ、平成 18 年度も引き続きマイナスとなった。また、経常利益率については、調査対象期間中一貫してマイナスとなり、マイナス幅が更に拡大した。

表 19 本邦の産業の投資収益の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
投資収益率				

[178] 国内向け販売生産量の合計値を使用

[179] 本邦の産業の同種の貨物の国内販売量を当該輸入貨物の輸入量＋本邦の産業の同種の貨物の販売量で除して算出。

(営業利益/設備投資残高)	【100】	【▲1,860】	【▲1,873】	正→負
(経常利益/設備投資残高)	【▲100】	【▲518】	【▲536】	負→負

（出所）本邦の生産者回答書（様式 G-1 及び G-8）

3－3－7　操業度（稼働率）の低下

(178)　本邦の生産者は、同一の生産ラインで国内販売用及び輸出用を生産しているため、生産能力について国内販売用及び輸出販売用の区別を行わず、両者の合計として回答がなされている。そのため、稼働率は国内販売用及び輸出販売用の合計から数値を算出し、その稼働率の変化に対する国内向生産と輸出向生産との寄与度を検討した。本邦の産業の生産量を生産能力で除した操業度（稼働率）は、「表 20 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、調査対象期間に一貫して低下し、平成 18 年度には平成 16 年度と比較して【9 ポイント】低下したが、その【ほとんど】が国内向け生産によるものであり、輸出向生産の影響は軽微であった。また、国内向生産の大幅な落ち込みにもかかわらず稼働率の低下が【9 ポイント】にとどまっているのは、平成 18 年度に生産能力を【13 ポイント】減少させたところによるところが大きい。

表 20 本邦の産業の稼働率の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度	（稼働率減少への寄与度）
総生産量	【100】	【92】	【79】	【▲21 ポイント】	
生産能力	【100】	【100】	【87】	【▲13 ポイント】	
稼働率	【100】	【92】	【91】	【▲9 ポイント】	
国内販売向け生産量	【100】	【78】	【51】	【▲49 ポイント】	【　】%
輸出向け生産量	【100】	【101】	【97】	【▲3 ポイント】	【　】%

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B 及び E）

3－3－8　資金流出入（キャッシュフロー）に及ぼす悪影響

(179)　本邦の産業のキャッシュフローは、「表 21 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、設備投資を削減することで投資キャッシュフローのマイナス幅が減少したが、営業キャッシュフローのマイナスの影響が大きいため、フリーキャッシュフロー[180]について、平成 17 年度にマイナスに転じ、平成 18 年度は、マイナス幅が改善したものの引き続きマイナスとなり、平成 16 年度と比較して大幅な減少となった。以上により、資金流出入（キャッシュフロー）に及ぼす悪影響があったと判断した。

表 21 本邦の産業のキャッシュフローの推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
フリーキャッシュフロー	【100】	【▲62】	【▲11】	流入→流出

（出所）本邦の生産者回答書（様式 G-6）

[180] フリーキャッシュフローとは、営業キャッシュフローと投資キャッシュフローの和であり、企業が自己の活動のために自由に使用することができる資金を示している。

3－3－9　在庫に及ぼす悪影響

（180）　本邦の産業の各年度の期末在庫量は、「表 22 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、調査対象期間を通じて減少し、平成 18 年度には平成 16 年度と比較して【33 ポイントの低下】となった。他方、生産高は「3－3－3 生産高（生産量）の低下」のとおり、平成 18 年度には平成 16 年度と比較して【49 ポイント低下】している[181]ことから、在庫率（各年度の期末在庫量を生産高で除したもの）は調査対象期間を通じて継続して上昇し、平成 18 年度には平成 16 年度と比較して【31 ポイント】上昇しており、在庫の状況に及ぼす悪影響があったと認められた。

表 22 本邦の産業の在庫の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
在庫量	【100】	【101】	【67】	【▲33 ポイント】
在庫率	【100】	【130】	【131】	【＋31 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 B）

3－3－10　雇用に及ぼす悪影響

（181）　本邦の産業の平均雇用人数は、「表 23 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、調査対象期間中一貫して減少し、平成 18 年度は平成 16 年度と比較して【45 ポイント低下】しており、雇用に及ぼす悪影響があったと認められた。

表 23 本邦の産業の平均雇用人数の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
平均雇用人数	【100】	【72】	【55】	【▲45 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 F-1）

3－3－11　賃金に及ぼす悪影響

（182）　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）は、「表 24 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」のとおり、平成 18 年度は平成 16 年度と比較して【2 ポイント】の上昇にとどまり、ほぼ変化はなかった。

表 24 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
一人当たり月平均賃金	【100】	【106】	【102】	【＋2 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（F-1）

（注）賃金には、法定福利費、退職手当引当金の積立金、ボーナス等を含む。

（183）　一方、本邦の一般労働者の現金給与総額の平均指数は、平成 17 年平均を 100 とした

[181] なお、在庫量の減少について【本邦の生産者からの回答から、当該生産者の経営判断】によるものと判断した。

場合に、平成 16 年は 99.4、平成 18 年は 100.2[182]となっており、本邦の産業の賃金の変化と大きな差はないことから、賃金に及ぼす悪影響があったとは判断できなかった。

3－3－12　成長に及ぼす悪影響

(184)　製造業においては研究開発が産業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響については、研究開発費の推移を基に検討した。

(185)　本邦の産業の研究開発費は、「表 25 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて減少した。

(186)　しかし、本邦における同種の貨物の販売額に占める研究開発費の割合（＝研究開発比率）は、調査対象期間の間ほぼ一定の割合を保っていた。研究開発費について、東ソーは、「【研究開発費の用途】[183]」のための費用と回答している。

(187)　以上により、本邦の産業は、将来的な需要拡大に向けた研究開発を行っているものの、研究開発費の額については、同種の貨物の販売額が減少していることを受け、減少せざるを得なくなっているものと認められる。

表 25 本邦の産業の研究開発費の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
研究開発費	【100】	【97】	【72】	【▲28 ポイント】
販売額	【100】	【70】	【55】	【▲45 ポイント】
研究開発比率	【100】	【138】	【131】	【＋31 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 G-9）

3－3－13　資金調達能力に及ぼす悪影響

(188)　本邦の産業のＥＭＤ事業に関する資金調達能力について、【本邦の生産者からの回答からは、悪影響があった事実は確認できなかった。】[184][185]

(189)　以上により、資金調達能力に及ぼす悪影響があったとは認められなかった。

3－3－14　投資に及ぼす悪影響

(190)　本邦の産業の設備投資額は、「表 26 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、調査対象期間中にほぼ一貫して減少し、平成 18 年度は平成 16 年度と比較して【70 ポイントの低下】と大幅に減少しており、投資に及ぼす悪影響があった。

---

[182] 厚生労働省毎月勤労統計調査
(http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/data-rou1/data18/maikin18-1.xls)
[183] 申請書添付資料番号 1
[184] 東ソー7 月 23 日付回答書調査項目 H-3(2)
[185] 三井金属鉱業 7 月 17 日付回答書調査項目 H-3(2)

表 26 本邦の産業の設備投資額の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
設備投資額	【100】	【43】	【30】	【▲70 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（調査項目 G）

3－3－15　国内価格に影響を及ぼす要因

(191)　国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用及び光熱費、品質及び仕様、需給バランスについて[186]検討した。[187]

(192)　まず、原材料の購入費用及び光熱費について、原材料の購入費用で最も大きな割合を占めるマンガン鉱石又は炭酸マンガン鉱石及びエネルギーで最も大きな割合を占める重油の購入価格の推移は、「表 27 主な原材料等に係る本邦の生産者の購入費用の推移」のとおり、いずれも調査対象期間を通じて大幅に上昇していた。しかし、本邦のＥＭＤの国内販売価格は調査対象期間中下落傾向にあり、原材料価格の上昇が国内価格に影響を及ぼす要因となったことは確認できなかった。

表 27 主な原材料等に係る本邦の生産者の購入費用の推移

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
マンガン鉱石	【100】	【160】	【147】	【＋47 ポイント】
炭酸マンガン鉱石	【100】	【109】	【125】	【＋25 ポイント】
重油	【100】	【143】	【167】	【＋67 ポイント】

（出所）本邦の生産者回答書（様式 I）

(193)　次に、ＥＭＤの性能、品質、仕様については、本邦における同種の貨物、当該輸入貨物かに関わらず、これらの要因は個別取引における価格決定の要因となる。他方、上述の代替性の分析から、本邦における同種の貨物と当該輸入貨物との間において、代替性が認められた。さらに、本邦におけるＥＭＤの大口使用者である【産業上の使用者】は本邦・輸入品にかかわりなく、ＥＭＤは価格が問題であるとし、【別の使用者】も、本邦の産品に性能、品質、仕様上の優位さを認めず、本邦の同種の貨物から【調査対象貨物の供給国から】の輸入に代替している。これらの点から、性能、品質、仕様は国内価格に影響を及ぼす要因ではないと認められた。

(194)　また、需給バランスの要因については、本邦の生産者からの回答及び財務省貿易統計から、調査対象期間における需要量と供給量を算出したところ、「表 28 需要量と供給量の推移」のとおり、一定のバランスを保って推移していた。本邦の産業が需要量の減少に対応して供給過剰による価格下落を防ぐため、「3－3－3 **生産高（生産量）の低下**」の

[186] 産業上の使用者回答書（調査項目 12）

[187] このほか、他の生産者の価格、生産者同士の競争等、他の生産者の動向との回答があったが、当該回答については、当該輸入貨物の供給国以外からの輸入については無視できる水準の輸入量しかないことから、当該輸入貨物の供給者と国内生産者との競争によるものであり、当該回答は、当該輸入貨物の輸入が国内価格に及ぼす影響について述べた回答であると判断した。また、そのほか少数意見として、流通コスト、最終製品の価格、用役の変動との回答があったが、これらはいずれも本邦の同種の貨物か、調査対象貨物かに関わらず、同様に影響する要因であるため、これらの要因の違いは、調査対象貨物の国内価格に特に影響を及ぼすものではないと判断した。

とおり生産量を減少させた結果、需給バランスが一定のバランスを保ち、国内価格に影響を及ぼす要因とはならなかったことが認められた。

表 28 需要量と供給量の推移

［指数（平成 16 年度＝100）］		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
需要量		【100】	【97】	【90】
供給量[188]		【100】	【98】	【89】
	輸入（調査対象国）	【100】	【147】	【166】
	輸入（その他）	【100】	【72】	【80】
	国内生産	【100】	【　】	【　】

（出所）財務省貿易統計及び本邦の生産者回答書（様式 B）

［逆計算を防ぐため、一部の指数は秘密扱いとした］

（195）　以上により、原材料の購入費用及び光熱費、品質及び仕様、需給バランスについては、国内価格に影響を及ぼす要因ではなかったと認められた。

3－3－16　不当廉売価格差の大きさ

（196）　当該輸入貨物の不当廉売価格差と、本邦における同種の貨物と当該輸入貨物の国内販売価格の差については、「表 29 不当廉売差額と国内販売価格差」のとおり、不当廉売価格差率が国内販売価格差率（当該輸入貨物の本邦内販売価格加重平均／本邦の同種の貨物の国内販売価格加重平均）を大きく上回っている。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであり、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に影響を及ぼす相当程度であると判断した。

表 29 不当廉売差額と国内販売価格差

［指数（不当廉売価格差率＝100）］	平成 18 年（1～12 月）
不当廉売価格差率	【100】
国内販売価格差率	【71】

3－3－17　結論

（197）　本邦の産業は、同種の貨物に関して、販売単価が下落傾向にあり、販売数量が大幅に減少したため、営業利益は平成 17 年度から赤字となり、平成 18 年度はさらにその赤字が悪化した。市場占拠率も、【40 ポイント】も落ち込んだ。一方、本邦の産業は、生産量を販売量以下に止めるため半減させて在庫削減に取り組んだが、販売数量の落ち込みはそれ以上に急激で、在庫率は上昇した。雇用の状況については、雇用者一人あたりの賃金についてはほぼ変化がなかったものの、生産量の落ち込みを受けて従業員数が【45 ポイント低下】したため、総支払い賃金は大幅に減少しており、雇用状況は悪化したことが認められた。また、設備投資を抑えたものの投資収益が低下し、キャッシュフローについても悪影響が認められた。

[188] 供給量は輸入量と本邦の生産者の国内向け生産量及び在庫販売量の合計である。

(198)　資金調達能力及び成長については、悪影響があったことは認められなかったものの、改善も認められなかった。また、生産性については一定に保っていたものの、これは、本邦の産業が生産量の減少を受けて人員を削減し、生産性の維持に努めたものであり、これらの指標が本邦の産業の悪化の状況が軽微であることを示すものではない。

(199)　以上のことから、本邦の産業に及ぼす悪影響があったと認められる。

3－4 結論

(200)　当該輸入貨物は、本邦におけるＥＭＤの総需要が減少しているにもかかわらず、本邦の市場での販売量は年々増加しており、その増加量は、本邦の産業の販売量減少から当該総需要の減少分を除いた部分とほぼ匹敵する。また、本邦の同種の貨物と当該輸入貨物に競争状態が認められた。事実、【ある大口使用者】は、「出来る限り低価格な電解二酸化マンガンを採用する方針としている」として、国産・輸入を問わず、価格の安いＥＭＤを購入することを明確にしている。この点について、当該輸入貨物は、本邦の産業の同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入されていた。また、【別の使用者】も、本邦の同種の貨物に優位性を認めず、価格の安い当該輸入貨物に代替している。かかる状況を総合的に判断すると、本邦の同種の貨物から当該輸入貨物への代替が発生したと判断するのが合理的である。

(201)　本邦の産業については、「3－3 **不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」のとおり悪影響が認められ、当該悪影響は本邦の同種の貨物から当該輸入貨物への代替により発生していることを勘案し、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められる。

4　因果関係

4－1 総論

(202)　不当廉売された貨物の輸入と本邦の産業に対する損害の因果関係を明らかにするため、本章では、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の数量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、並びに国内産業の輸出実績及び生産性等について、利害関係者等から提出された証拠及び一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手したすべての関連する証拠を基に分析[189]した。

4－2　不当廉売価格によることなく販売されている輸入の数量及び価格

(203)　上述したとおり、調査対象貨物の供給国から輸入された全てのＥＭＤは、不当廉売輸入である。したがって、不当廉売価格によることなく販売されている輸入は、当該輸入貨物の供給国以外の国からの輸入である。当該輸入の量を財務省貿易統計において確認したところ、「表 30 当該輸入貨物以外の輸入の量」のとおりとなった。輸入統計品目番号 2820.10-000 に係る財務省貿易統計の数値には、ＥＭＤ以外の二酸化マンガンが含まれる可能性があるものの、総輸入量の増加に反し当該輸入貨物の供給国以外の国からの輸入量は減少しており、さらに、その量は総輸入量の 0.8%と僅少である。したがって、本邦の産業に損害をもたらすことのできる要因ではない。

表 30 当該輸入貨物以外の輸入の量

輸入量	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
当該輸入貨物の供給国以外の国からの輸入量	154MT	111MT	124MT	▲19.6%
当該輸入貨物の供給国からの輸入量	9,070MT	13,346MT	15,036MT	＋65.8%
総輸入量	9,225MT	13,457MT	15,160MT	＋64.3%

（出所）財務省貿易統計

(204)　次に、当該輸入貨物の供給国以外の国からの輸入の価格について確認した。当該輸入貨物の供給国以外の国からの輸入単価について、本邦の同種の貨物の国内販売単価を 1 として算出したところ、「表 31 不当廉売された貨物の輸入以外の輸入単価指数」のとおり、本邦の同種の貨物の国内販売単価を大きく上回ったため、本邦の産業に損害をもたらす要因ではなかった。

表 31 不当廉売された貨物の輸入以外の輸入単価指数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
当該輸入貨物の供給国以外の国からの輸入単価指数	4.2	4.2	4.9
当該輸入貨物の供給国からの輸入単価指数	0.6	0.7	0.7

[189] 協定 3.5

（出所）財務省貿易統計、本邦の生産者回答書（様式Ｂ）及び輸入者回答書（様式Ｄ）

4－3　需要の減少又は消費態様の変化

4－3－1　　需要の減少

(205)　国内需要量は、「表 32 需要量の変化」のとおり、調査対象期間中に漸減し、平成 18 年度は平成 16 年度と比較して【10 ポイント】の減少となった。本邦の同種の貨物の販売量は、「表 14 本邦の産業の同種の貨物の販売量の推移」のとおり調査対象期間中に【　】トン減少していた。もし、本邦の産業の平成 18 年度の市場占拠率が平成 16 年度と同様に【　】％にとどまっていたとすれば、本邦の産業の販売量の減少は、実際の減少量の【約 2 割】である【　】トンにとどまっていたと考えられる。したがって、総減少量の【約 8 割】は、国内需要量の減少によるものではなく、他の要因によるものであると認められる。他方、「表 12 当該輸入貨物の本邦の消費における相対的変化」のとおり当該輸入貨物のみが調査対象期間において国内市場占拠率を上昇させている。「3－1－4－2 不当廉売された輸入貨物と国内の同種の貨物との間の競争の状態」のとおり、本邦の同種の貨物と当該輸入貨物とは代替性が認められたことから、本邦の産業の販売量の減少は当該輸入貨物の増加によるものである。すなわち、本邦の産業が受けた損害のうち【約 8 割】は当該輸入貨物によるものであり、例えば、本邦の産業の営業利益の総減少額【　】億円のうち【　】億円は当該輸入貨物の増加によるものである。同様に、その他の経済指標についても、本邦の総需要の減少の影響を排除した後であっても、それらが著しく悪化し、又は改善を見せなかったと認められる。したがって、本邦の産業が当該輸入貨物により実質的な損害を被ったという判断は変更されない。

表 32 需要量の変化

[指数（平成 16 年度＝100）]	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
需要量	【100】	【97】	【90】	【▲10 ポイント】

（出所）財務省貿易統計、本邦の生産者回答書（様式Ｂ）

4－3－2　消費態様の変化

(206)　調査対象期間において産業上の使用者が購入したＥＭＤの用途別の割合は「表 33 産業上の使用者の購入割合」のとおり、大きな変動はなかった。

表 33 産業上の使用者の購入割合

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
マンガン一次電池の原料となるＥＭＤ	17.7%	15.5%	16.4%	▲1.3 ポイント
アルカリ一次電池の原料となるＥＭＤ	74.9%	73.7%	73.2%	＋1.7 ポイント
リチウム一次電池の原料となるＥＭＤ	3.2%	3.2%	3.8%	＋0.6 ポイント
フェライト製造材料となるＥＭＤ	0.1%	0.2%	0.2%	＋0.1 ポイント
上記以外の用途に使用されるＥＭＤ	4.0%	7.4%	6.3%	＋2.3 ポイント

（出所）産業上の使用者回答書（別記様式 5）

(207)　調査対象期間における消費態様の変化についての質問に対する、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者からの回答は、いずれも消費態様の変化に関する回答ではなかった[190]。

(208)　以上のことから、調査対象期間における消費態様の変化はなかったと判断した。

4－3－3　需要の減少又は消費態様の変化の結論

(209)　以上のことから、需要の減少は本邦の産業が当該輸入貨物の輸入により損害を被ったという判断に影響を与える要因ではなく、また、消費態様の変化はなかったと判断した。

4－4　外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(210)　「4－2 **不当廉売価格によることなく販売されている輸入の数量及び価格**」のとおり、当該輸入貨物の供給国以外からのＥＭＤの輸入については、無視できる水準の輸入量しかないことから、外国の生産者とは、当該輸入貨物の供給者を指すと判断するのが合理的である。

(211)　調査対象期間におけるＥＭＤの取引における制限的な商慣行により競争が阻害されている実態の有無に係る質問に対する、本邦の生産者、当該輸入貨物の供給者、輸入者及び産業上の使用者からの回答からは、調査対象期間におけるＥＭＤの取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態は確認できなかった[191]。

(212)　また、「3－1－4－2 不当廉売された輸入貨物と国内の同種の貨物との間の競争の状態」のとおり、本邦産のＥＭＤと当該輸入貨物は代替可能と認識されていることが認められることから、外国の生産者と本邦の生産者には競争状態が存在すると判断した。

4－5 技術の進歩

(213)　調査対象期間中における技術の進歩に係る質問に対する、当該輸入貨物の供給者及び本邦の生産者からの回答は、いずれも本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に大きなＥＭＤ生産技術の差異を生じる、又は、既存のＥＭＤの需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答とは認められなかった[192]ことから、

---

[190] 【複数の産業上の使用者からの】回答書別記様式１について、いずれもＥＭＤを使用した製品に関する個別企業の生産動向に関する内容であり、本邦市場におけるＥＭＤのマンガン一次電池への使用の変化自体を示すものではないことから、消費態様の変化についての回答ではないものと判断した。また、【別の産業上の使用者からの】回答書別記様式１について、調査対象期間における当該使用者のＥＭＤの購入量は僅少であり、かつ、当該回答は個別製品の生産動向に関するものなので、消費態様の変化についての回答ではないものと判断した。本調査項目について、これら以外の回答はなかった。

[191] 【複数の産業上の使用者からの】回答書調査項目 13 については、国内生産者は海外生産者との間で競争があり、国内生産者が価格支配力を有していたわけではないと判断した。本質問について、これら以外の回答はなかった。

[192] 【調査対象貨物の複数の供給者からの】回答書調査項目 A10(8)及び【ある本邦の生産者からの】回答書調査項

本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩はなかったと判断した。

4－6　本邦の産業の輸出実績

(214)　本邦の同種の貨物の生産者に対する質問状において、予め、同種の貨物の輸出に関する影響を控除して回答するよう求めたため、輸出実績を控除した回答内容に基づき「3 **本邦の産業に与える実質的な損害等の事実**」の経済的要因に係る分析を行っている。

4－7　本邦の産業の生産性

(215)　「3－3－5 **生産性の低下**」のとおり、生産性の低下はなかったため、本邦の産業の生産性が、本邦の産業に対して損害を与える要因ではなかったと判断した。

4－8　その他の要因

(216)　本邦の産業に対して同時に損害を与えていると考えられるその他の要因として、まず「3－3－15 **国内価格に影響を及ぼす要因**」において述べた原材料及びエネルギーの価格について検討した。主な原材料及びエネルギーの価格は、パラグラフ（192）のとおり、調査対象期間を通じて鉱石が 1kg あたり【25 から 47 ポイント】、重油が 1kl あたり【67 ポイント】上昇した。係る状況の下、本邦の同種の貨物は、「3－2－2 **本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響**」のとおり、当該輸入貨物の影響を受けて国内販売価格が 1kg あたり【2 ポイント】低下しており、本邦の産業は原材料及びエネルギーの価格上昇を販売価格に転嫁できなったことが認められる。製造原価が上昇する一方で販売価格を上昇させられなかったことが本邦の産業の利潤を低下させ、赤字幅を拡大させたことから、本邦の同種の貨物の価格下落に影響を及ぼした当該輸入貨物が、本邦の産業の損害の要因となったと判断した。

(217)　更に、本邦の産業に対して同時に損害を与えていると考えられるその他の要因について検討するため、当該輸入貨物の供給者及び輸入者に対し、調査当局が本邦の産業の損害の評価を行うために必要と考える情報について質問を行った。また、産業上の使用者に対しては、調査当局に提供すべきと考える情報について質問した。その結果回答のあったＦＤＫ株式会社及びＦＤＫエナジー株式会社（以下「ＦＤＫ」という。）の【販売契約】に係る回答（パラグラフ（218））について、パラグラフ（219）から（222）のとおり検討及び判断を行った。また、その他の回答については、本質問項目に対する回答ではないと判断した[193]。

目 E4 について、技術面の維持管理を継続している事実について述べたもので、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないため、技術の進歩に関する回答ではないものと判断した。本調査項目について、これら以外の回答はなかった。

[193] 【調査対象貨物の複数の供給者からの】回答書調査項目 A10(9)について、中華人民共和国からの不当廉売された貨物の輸入については「2－5－2－6 結論」及び「2－5－3－6 結論」のとおり判断した。また、中華人民共和国を含め、当該輸入貨物の供給国からの不当廉売された貨物の輸入による影響については、「3－3－17 **結論**」のとおり判断した。【調査対象貨物の別の供給者からの】回答書調査項目 A10(9)については、その根拠となる具体的な情報は何ら示されなかった。なお、「3－3－4 **市場占拠率の低下**」のとおり、本邦の産業は、2004 年度には【　】％のシェアを持っており、「3－3－5 **生産性の低下**」のとおり、その生産性は低下しておらず、かつ「3－3－7 **操業度（稼働率）の低下**」のとおり、生産能力には余剰があると判断できることから、当該回答は事実誤認であると判断した。【更に、調査対象貨物の別の供給者から】回答書調査項目 A10(9)について、調査対象期間におけるＥＭ

(218)　ＦＤＫから、【輸出者との取引にかかる主張】[194][195][196]との主張があった。

(219)　当該主張を踏まえ、【調査対象貨物の供給者】に対する現地調査の際、当該輸入者との【販売契約】について確認を行ったところ、【当該調査対象貨物の供給者】は「【当該契約における特定の契約条件の決定の経緯、その他関連する事項についての説明】[197]」と説明したため、ＦＤＫが【当該調査対象貨物の供給者】の【取引形態】事実がないことが確認できた。また、【当該調査対象貨物の供給者】は、ＦＤＫとのＥＭＤの取引価格について「【当該契約における特定の契約条件の決定の経緯、その他関連する事項についての説明】[198]」と説明しており、上記の輸入者の主張と齟齬があった。

(220)　他方、ＦＤＫは「輸入・購入において重視する点」として、【　】に次いで【　】を重視すると回答しており[199]、更に、原産国間の代替性について、本邦と【調査対象貨物の供給国】には「一定の条件を満たせば代替性がある」と回答し[200]、代替の条件について「JISC8511「アルカリ一次電池」若しくは JISC8515「一次電池個別製品仕様」に規定された試験内容を満足できる正極活物質である事。」と回答している[201]。

(221)　この点について更に検討するため、調査対象期間におけるＦＤＫのアルカリ一次電池製造用のＥＭＤの輸入量及び購入量を確認したところ、「表 34ＦＤＫのアルカリ一次電池製造用ＥＭＤ輸入/購入量（本邦と【調査対象貨物の供給国】）」のとおり、【調査対象貨物の供給国】のＥＭＤのシェアが拡大している一方、本邦産は大きくシェアを落としており、本邦産が【調査対象貨物の供給国】に代替されていることが確認できたため、ＦＤＫは、【調査対象貨物の特性】を含めて【調査対象貨物の供給国】と本邦産が代替可能とみなしていると判断した。

表 34ＦＤＫのアルカリ一次電池製造用ＥＭＤ輸入/購入量（本邦と【調査対象貨物の供給国】）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	対平成 16 年度
【調査対象貨物の供給国】	【　】MT	【　】MT	【　】MT	＋【　】%
シェア	【　】%	【　】%	【　】%	＋【　】ポイント

Ｄ産業に対する損害の要因に関する回答ではないと判断した。更に、【ある輸入者からの】回答書調査項目 D2 について、乾電池の製造及び販売に係る将来的な課題を説明しているに過ぎないと判断した。【ある産業上の使用者からの】回答書調査項目 14 について、我が国には不当廉売された当該輸入貨物の輸入の事実が推定でき、かつ、当該輸入貨物の国内取引価格は、本邦の同種の貨物の国内取引価格を著しく下回ることが認められたため、【当該使用者からの回答の内容】とは、当該輸入貨物を意味することとなり、更に、同者は、別記様式 4 において【当該使用者からの回答の内容】と回答しており、本邦産以外のＥＭＤを使用する理由は価格のみであると判断することが合理的である。以上により、当該回答は不当廉売された貨物の輸入を示しているに過ぎず、当該輸入貨物以外に本邦の産業に損害を与える要因を説明したものではないと判断した。本質問について、これら以外の回答はなかった。

[194] ＦＤＫ回答書（輸入者質問状）調査項目 D2.に対する回答から抜粋。
[195] 同上。
[196] 同上。
[197] 【調査対象貨物の供給者】現地調査報告書調査項目 A(3)に対する回答から抜粋。
[198] 同上。
[199] ＦＤＫ回答書（輸入者質問状）調査項目 A9.回答（様式 A-5）
[200] ＦＤＫ回答書（輸入者質問状）調査項目 A8.回答（様式 A-4）
[201] 同上。

本邦	【　】MT	【　】MT	【　】MT	▲【　】%
シェア	【　】%	【　】%	【　】%	▲【　】ポイント

（出所）ＦＤＫ回答書（輸入者質問状）様式Ｄ

(222)　以上より、当該輸入者によるアルカリ一次電池製造用のＥＭＤの輸入又は購入は、同社が主張するような【販売契約】ではなく、価格、即ち不当廉売された貨物の価格をもとに輸入を増加させたと判断することが合理的であることから、損害の評価にあたって当該主張を考慮することは妥当ではないと判断した。

４－９　因果関係に関する結論

(223)　以上のことから、総需要の減少による影響を排除してもなお、本邦の産業は当該輸入貨物の輸入により損害を被ったと認められた。その他に、本邦の産業に対して同時に損害を与えた要因はなかったと判断した。

5　結論

（224）　以上により、不当廉売されたＥＭＤの輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められる。